

第四十八回国会 農林水産委員会 議 院 農 林 水 産 委 員 会 議 録 第三十二号

昭和四十年四月二十七日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 飯谷 忠男君

理事 谷垣 專一君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

理事 池田 清志君

理事 金子 岩三君

理事 吉川 久衛君

理事 小枝 一雄君

理事 田口長治郎君

理事 高見 三郎君

理事 中山 榮一君

理事 野原 正勝君

理事 細田 吉藏君

理事 下部 政己君

理事 松井 誠君

理事 森 義視君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林政務次官 館林三喜男君

農林事務官 久宗 高君

農林事務官 久宗 高君

農林事務官 昌谷 孝君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 丹羽雅次郎君

専門員 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貢君外三十二名提出、衆法第二七号)

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外三十二名提出、衆法第二八号)

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号(参議院送付))

砂糖の価格安定等に関する法律案(内閣提出第一三二号)

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)

農地管理事業団法案(内閣提出第九九号)

自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出、第四十七回国会衆法第七号)

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(東海林稔君外二十一名提出、衆法第二九号)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(小平忠君外一名提出、第四十六回国会衆法第五〇号)

○濱地委員長 これより会議を開きます。

芳賀貢君外三十二名提出、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案、芳賀貢君外三十二名提出、沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案、内閣提出、農業機械化促進法等の一部を改正する法律案、砂糖

の価格安定等に関する法律案、沖繩産糖に政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案の各案を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。兒玉末男君。

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

が砂糖類を管理し、もって農業経営の改善及び農家所得の安定を図り、あわせて砂糖の自給度の向上、糖業経営の健全化及び国民の食生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 てん菜 砂糖の製造の用に供される国内産のてん菜をいう。

二 てん菜糖 てん菜を原料として製造した砂糖をいう。

三 甘しや 砂糖の製造の用に供される国内産の甘しやをいう。

四 甘しや糖 甘しやを原料として製造した砂糖をいう。

五 ぶどう糖 国内産の甘しや又は馬鈴しょを原料として製造した甘しやでん粉又は馬鈴しょでん粉を原料として製造したぶどう糖をいう。

六 砂糖類 砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 砂糖類長期需給計画及び砂糖類年度需給計画

(砂糖類長期需給計画)

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、昭和四十年以降の毎五箇年を各一期とする砂糖類の需給に関する計画(以下「砂糖類長期需給計画」という。)を定めなければならない。

2 砂糖類長期需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 砂糖類の需要の見通し

二 てん菜糖、甘しや糖及びぶどう糖の生産の目標

三 砂糖類の輸入の見通し

四 てん菜、甘しや及びぶどう糖の原料となる甘しよでん粉及び馬鈴しょでん粉(以下「てん粉」という。)

五 てん粉の生産の見通し

六 てん粉の需給の見通し

七 てん粉の輸入の見通し

八 てん粉の需給の見通し

九 てん粉の輸入の見通し

十 てん粉の需給の見通し

十一 てん粉の輸入の見通し

十二 てん粉の需給の見通し

十三 てん粉の輸入の見通し

十四 てん粉の需給の見通し

十五 てん粉の輸入の見通し

十六 てん粉の需給の見通し

十七 てん粉の輸入の見通し

十八 てん粉の需給の見通し

十九 てん粉の輸入の見通し

二十 てん粉の需給の見通し

二十一 てん粉の輸入の見通し

二十二 てん粉の需給の見通し

二十三 てん粉の輸入の見通し

二十四 てん粉の需給の見通し

二十五 てん粉の輸入の見通し

ん菜等」という。)の生産の目標

五 その他砂糖類の需給に関する重要事項

3 農林大臣は、砂糖類長期需給計画を定めようとするときは、砂糖審議会の意見を聞かなければならない。

4 農林大臣は、砂糖類長期需給計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 農林大臣は、てん菜等の生産事情、砂糖類の需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、砂糖類長期需給計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(砂糖類年度需給計画)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、砂糖類長期需給計画に基づき、当該年度における砂糖類の需給に関する計画(以下「砂糖類年度需給計画」という。)を定めなければならない。

2 砂糖類年度需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 砂糖類の前年度からの繰越見込数量

二 てん菜糖、甘しや糖及びぶどう糖の生産見込数量

三 砂糖類の輸入見込数量

四 砂糖類の需要見込数量

五 砂糖類の政府の買入見込数量及び売渡見込数量

六 砂糖類の翌年度への繰越見込数量

七 てん菜等の生産に関する事項

八 その他砂糖類の需給に関する重要事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、砂糖類年度需給計画について準用する。

(砂糖類年度需給計画の実施状況の公表)

第五条 農林大臣は、前条第三項において準用する第三条第四項の規定により砂糖類年度需給計画を公表する場合には、あわせて前年度の砂糖類年度需給計画の実施の状況を公表するものとする。

第三章 てん菜及び甘しやの生産の振興等  
(生産振興地域の指定等)

第六条 農林大臣は、次の各号に掲げる要件を備える一定の区域であつて、当該区域内の農業経営の改善を図るためてん菜又は甘しやの生産を振興することが必要であると認められるものを、その区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事の申請(その区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、関係都道府県知事の共同の申請)に基づき、てん菜生産振興地域又は甘しや生産振興地域(以下「生産振興地域」という。)として指定する。

一 当該区域内の気象、土壌その他の自然条件がてん菜又は甘しやの栽培に適していること。

二 当該区域内の作付けの体系、競合作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内におけるてん菜又は甘しやの生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産されるてん菜又は甘しやの生産数量が、当該てん菜又は甘しやを原料としててん菜糖又は甘しや糖を製造する事業を合理的な基礎の上に成立させるために必要な数量に達しており、又は達する見込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の指定を行なうときは、あらかじめ、砂糖審議会の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、都道府県知事の申請(生産振興地域の区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、関係都道府県知事の共同の申請)に基づき、生産振興地域の区域を変更することが出来る。

4 農林大臣は、生産振興地域が第一項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、生産振興地域の指定を解除しなければならない。

5 第一項の規定は第三項の場合に、第二項の規定は第三項及び前項の場合について準用する。

6 第一項の指定、第三項の区域の変更又は第四項の指定の解除は、告示してしなければならない。

(生産振興計画)

第七条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、毎年度、農林省令で定めるところにより、当該区域(当該区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、その管轄に属する部分)内におけるてん菜又は甘しやの生産の振興に関する計画(以下「生産振興計画」という。)を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 作付面積及び生産数量に関する事項

二 土地改良その他の生産基盤の整備及び農業用機械の導入に関する事項

三 試験研究、優良種苗の生産及び並びに栽培技術の改善に関する事項

四 てん菜又は甘しやを導入した農業経営の合理化に関する事項

五 集荷及び販売に関する事項

六 てん菜糖又は甘しや糖の製造施設の設置に関する事項

七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、甘味資源生産振興審議会の意見を聞かなければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる生産振興地域に係る生産振興計画を定める場合において、関係都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項その他必要な事項について協議するものとする。

5 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認があったときは、その概要を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

(砂糖製造施設の設置の承認)

第八条 生産振興地域の区域内において、てん菜糖又は甘しや糖の製造施設で農林省令で定めるもの(以下「砂糖製造施設」という。)を設置しようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該砂糖製造施設がその事業の合理的な経営のために必要な生産能力を有するものであること。

二 当該砂糖製造施設によるその事業の合理的な経営のために必要なたん菜又は甘しやの数量の確保が可能であると認められること。

三 当該砂糖製造施設を設置しようとする者がその事業を遂行するに足りる経済的基礎及び技術的能力を備えていること。

四 当該砂糖製造施設の設置によって当該生産振興地域の区域内の砂糖製造施設が過剰とならないこと。

3 第一項の承認の申請は、都道府県知事を経由してするものとする。この場合において、都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会の意見を聞いて(生産振興地域の区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、関係都道府県知事とも協議して)、必要な意見を付するものとする。

(生産振興地域の指定に伴う砂糖製造施設の届出)

第九条 生産振興地域の指定があった場合において、その指定の際現にその区域内において砂糖製造施設を設置している者は、その指定があった日から三十日以内に、農林省令で定めるところにより、農林大臣に届け出なければならない。

(砂糖製造施設の変更の承認)

第十條 生産振興地域の区域内に設置されている

砂糖製造施設につき農林省令で定める変更をし  
ようとする者は、農林省令で定めるところによ  
り、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第八條第二項及び第三項の規定は、前項の場  
合について準用する。

(事業の開始等)

第十一條 生産振興地域の区域内に設置されてい  
る砂糖製造施設につきその事業を開始し、又は  
当該施設の全部若しくは一部につきその事業を  
廃止し、若しくは農林省令で定める期間内に農  
林省令で定める一定期間以上継続して休止す  
る者は、農林省令で定めるところにより、その旨  
を農林大臣に届け出なければならない。

(てん菜又は甘しやの販売等)

第十二條 てん菜又は甘しやの生産者その他の関  
係者は、生産振興地域の区域内において生産さ  
れるてん菜又は甘しやの集荷及び販売が、その  
生産者が直接又は間接の構成員となつている農  
業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「生産  
者団体」といふ)を通じて一元的に行なわれる  
ように努めなければならない。

2 生産者団体及びてん菜糖又は甘しや糖の製造  
業者は、毎年、農林省令で定める期日までに、  
生産振興計画に基づいて、てん菜又は甘しやの  
生産及び販売に関する契約を締結するように努  
めなければならない。

3 前項の契約が成立したときは、当事者は、契  
約書の写しを、農林省令で定めるところによ  
り、都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 てん菜糖及び甘しや糖の政府の買  
入れ

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ)

第十三條 政府は、政令で定めるところにより、  
てん菜糖又は甘しや糖の製造業者が、生産振興  
地域の区域内において生産されたてん菜又は甘  
しやで当該てん菜又は甘しやにつき定められる  
生産者価格を下らない価格で買入れたものを  
原料として製造したてん菜糖又は甘しや糖(農

林省令で定める種類及び規格のものに限る)  
を、その申込みにより、買入れるものとす  
る。

(生産者価格)

第十四條 前条の生産者価格は、政令で定めると  
ころにより、てん菜又は甘しやの生産費を基準  
とし、物価その他の経済事情を参酌し、てん菜  
又は甘しやの再生産を確保することを旨とし  
て、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定め  
る。この場合において、生産費に含まれる自家  
労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃  
金の額と同一水準のものでなければならない。

2 前項の生産者価格は、毎年、てん菜にあって  
は、第一号の期日の属する年内に播種されるも  
のにつき、甘しやにあっては、第二号の期日か  
ら一年以内に収穫されるものにつき、それぞ  
れ、次の各号に掲げる期日までに定めて告示し  
なければならない。

一 てん菜にあっては、その年内において播種  
が開始される時期前の農林省令で定める期日  
二 甘しやにあっては、その年内において収穫  
が開始される時期前の農林省令で定める期日

3 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい  
変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合にお  
いて特に必要があると認めるときは、砂糖審議  
会の意見を聞いて、第一項の生産者価格を改定  
することができる。

4 農林大臣は、前項の改定を行なつたときは、  
遅滞なく、告示しなければならない。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第十五條 第十三條の規定による政府の買入れの  
価格は、政令で定めるところにより、前条の生  
産者価格にてん菜又は甘しやの買入れ並びに  
てん菜糖又は甘しや糖の製造及び政府への売渡  
に要する標準的な費用を加えて得た額を基準と  
して、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定  
める。

期日までに定めて告示しなければならない。  
3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の買  
入れの価格について準用する。

第五章 ぶどう糖の政府の買入れ等

(ぶどう糖の買入れ)

第十六條 政府は、ぶどう糖の価格が著しく低落  
し、又は低落するおそれがある場合において、  
ぶどう糖の原料となる甘しよでん粉又は馬鈴  
しょでん粉の需要の確保を図るため特に必要が  
あると認めるときは、政令で定めるところによ  
り、ぶどう糖の製造業者が製造したぶどう糖  
(農林省令で定める種類及び規格のものに限  
る)を買入れることができる。

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、政  
令で定めるところにより、農産物価格安定法  
(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一  
項の甘しよでん粉又は馬鈴しょでん粉の買入基  
準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これにぶ  
どう糖の製造及び政府への売渡しに要する標準  
的な費用を加えて得た額を基準とし、甘しよで  
ん粉又は馬鈴しょでん粉の市価その他の経済事  
情を参酌して、農林大臣が砂糖審議会の意見を  
聞いて定める。

3 前項の買入れの価格は、毎年、農林省令で定  
める期日までに定めて告示しなければならない。

4 第十四條第三項及び第四項の規定は、第二項  
の買入れの価格について準用する。

(ぶどう糖製造施設の設置の承認)

第十七條 ぶどう糖の製造施設で農林省令で定め  
るもの(以下「ぶどう糖製造施設」といふ)を設  
置しようとする者は、農林省令で定めるところ  
により、農林大臣の承認を受けなければならない。  
2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に  
掲げる要件に適合していると認めるときは、同  
項の承認をしなければならない。  
一 当該ぶどう糖製造施設がその事業の合理的  
な経営のために必要な生産能力を有するもの

であること。  
二 当該ぶどう糖製造施設を設置しようとする  
者がその事業を遂行するに足る経済的基礎  
及び技術的能力を備えていること。

三 当該ぶどう糖製造施設の設置によつてぶど  
う糖製造施設が過剰とならないこと。

(ぶどう糖製造施設の変更の承認)

第十八條 ぶどう糖製造施設につき農林省令で定  
める変更をしようとする者は、農林省令で定め  
るところにより、農林大臣の承認を受けなけれ  
ばならない。  
2 前条第二項の規定は、前項の場合について準  
用する。

(事業の開始)

第十九條 ぶどう糖製造施設につきその事業を  
開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につ  
きその事業を廃止し、若しくは農林省令で定め  
る一定期間以上継続して休止する者は、農林省  
令で定めるところにより、その旨を農林大臣に  
届け出なければならない。

第六章 砂糖の輸入

(砂糖の政府の輸入)

第二十條 政府は、砂糖類年度需給計画に基づ  
き、砂糖を輸入するものとする。  
2 政府は、政令で定めるところにより、砂糖の  
輸入を他の者に委託することができる。

(輸入の禁止)

第二十一條 砂糖は、政府又は前条第二項の規定  
により委託を受けた者でなければ輸入してはな  
らない。

第七章 販売標準価格及び小売標準価格並  
びに砂糖類の売渡し

(販売標準価格)

第二十二條 農林大臣は、政令で定めるところに  
より、砂糖審議会の意見を聞いて、毎年度、当  
該年度の開始前に、砂糖の製造業者の農林省令  
で定める銘柄の砂糖の販売価格の標準額(以下  
「販売標準価格」といふ)を定めるものとする。  
2 販売標準価格は、政令で定めるところによ



代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十六條 次の各号の一に該当する者は、十萬圓以下の過料に処する。

一 第八條第一項の規定に違反して砂糖製造施設を設置した者

二 第十條第一項の規定に違反して砂糖製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者

三 第十七條第一項の規定に違反してぶどう糖製造施設を設置した者

四 第十八條第一項の規定に違反してぶどう糖製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者

第三十七條 第九條、第十一條又は第十九條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一萬圓以下の過料に処する。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第三條、第四條、第十四條、第二十二條、第二十三條及び第八章(砂糖審議會に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(甘味資源特別措置法の廃止)

2 甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一號)は、廃止する。

##### (経過規定)

3 昭和四十年年度の砂糖類年度需給計画の作成については、第四條第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

4 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に旧甘味資源特別措置法第四條第一項の規定により指定されているてん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域は、第六條第一項の規定により指定され

たてん菜生産振興地域又は甘しや生産振興地域とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧甘味資源特別措置法第十三條第一項の規定による承認を受け、又は同法第十四條の規定による届出をして指定製造施設を設置している者については、第九條の規定は、適用しない。

6 昭和四十年において播種されるてん菜に係る生産者価格は、第十四條第二項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに告示するものとする。

7 この法律の施行の際現にぶどう糖製造施設を設置している者は、この法律の施行の日から三十日以内に、農林省令で定めるところにより、農林大臣に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一萬圓以下の過料に処する。

9 昭和四十年十月一日において現に輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四號)第四條第一項の規定により砂糖の輸入について承認を受けている者は、同日以後においても、第二十一條の規定にかかわらず、当該承認に係る砂糖の輸入をすることが出来る。

10 昭和四十年年度の販売標準価格又は小売標準価格の決定については、第二十二條第一項又は第二十三條第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)

12 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三號)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十條」を「第五十條の二」に改める。

第四條第四十七號の四の次に次の二號を加える。

四十七の五 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律(昭和四十年法律第

し、生産振興計画を承認し、並びにてん菜糖製造施設、甘しや糖製造施設及びぶどう糖製造施設の設置及び変更を承認すること。

四十七の六 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律に基づき、砂糖類長期需給計画及び砂糖類年度需給計画を定め、並びに砂糖類の管理を行なうこと。

第三十四條第一項の表中「畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五十五號)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

「畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五十五號)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

砂糖審議會 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律の権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第四十七條中「四部」を「五部」に、「業務第二部」を「業務第三部」に改める。

第五十條第四號中、「国内産糖(甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一號)第二條第三項の国内産糖をいう。)、国内産ぶどう糖(同法第三項の国内産ぶどう糖をいう。)&及び沖繩産糖(沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二號)第四項の沖繩産糖をいう。)&を削る。

第三章第一節第二款中第五十條の次に次の一條を加える。

(業務第三部の事務)

第五十條の二 業務第三部においては、左の事務をつかさどる。

一 てん菜及び甘しやの生産の振興を図ること。

二 砂糖類の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

三 砂糖類の生産、流通等に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。

四 砂糖の輸入を行なうこと。

五 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律に基づき砂糖の販売標準価格及び小売標準価格を定めること。

六 てん菜糖、甘しや糖、ぶどう糖及び沖繩産糖(沖繩産糖の政府買入れに関する法律(昭和三十九年法律第四十二號)第四項の沖繩産糖をいう。の買入れ及び砂糖類の売渡しに関すること。

第五十二條 (見出しを含む。)中「及び甘味資源審議會」を削る。

第五十四條 削除

第九十一條第一項の表中「二八、九一三人を二九、〇一三人に」、「六二、一四〇人」を「六二、二四〇人」に改める。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

13 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七號)の一部を次のように改正する。

第一條中「甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一號)第二十條及第二十四條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖(以下砂糖類ト謂フ)並ニ」を「甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律(昭和四十年法律第 号)ニ依リ政府ノ買入レ又ハ輸入スル砂糖類(以下砂糖類ト謂フ)及ニ改める。

第二條中「買入代金」の下に「(砂糖ノ輸入ニ要スル費用ヲ含ム以下同ジ)」を加える。

第六條ノ二ノ二中「砂糖類ノ買入」の下に「(砂糖ノ輸入ヲ含ム)」を加える。

第六條ノ九中「買入数量」の下に「(砂糖ノ輸入数量ヲ含ム)」を加える。

附則第五項及び第六項を削る。

(関稅定率法の一部改正)

14 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第十四条第五号の次に次の一号を加える。  
五の二 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律(昭和四十年法律第号)第二十号の規定に基づき政府又はその委託を受けた者が輸入する砂糖  
(農産物価格安定法の一部改正)  
15 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。  
第七条第二項に次の一号を加える。  
四 ぶどう糖製造業の育成を図るため必要があるとき。

理由  
農業経営の改善及び農家所得の安定を図り、あわせて砂糖の自給度の向上、糖業経営の健全化及び国民の食生活の安定に資するため、てん菜及び甘しやの生産を振興するために必要な措置を講ずるとともに、政府が砂糖の輸入を管理し、国内産の砂糖類を買い入れる等の措置により砂糖類の需給及び価格を安定させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、本年度約七十四億円の見込みである。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案  
沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法のの一部を改正する法律  
沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一項中「砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、」を削り、「農林省令」を「政令」、「本邦に輸入した者」を「販売する者」に、「沖繩産糖で本邦に輸入されたものの買入れをすることができる」を「沖繩産糖を、その申込

みにより、買入れれるものとする」に改める。  
第三項中「甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二十三条第一項の規定により定められている国内産のさとうきびを原料として製造される砂糖」を「甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律(昭和四十年法律第号)第十五条の規定により定められている甘しや糖」に、「沖繩におけるさとうきび」を「沖繩における甘しや」に改める。

第四項中「さとうきび」を「甘しや」に改め、「い」、「本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦を」を削る。

附則  
この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。  
理由  
沖繩産糖の政府買入れを、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律による国内産糖の政府買入れの措置に準じて行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案  
農業機械化促進法等の一部を改正する法律  
(農業機械化促進法の一部改正)  
第一条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第一章 総則(第一条―第五条)」を「第一章 総則(第一条―第五条)」を「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等(第一条―第五条)」に改める。

第二章 高性能農業機械の導入に関する目標  
一 高性能農業機械の導入に関する目標  
二 計画の期間  
三 高性能農業機械の導入を効果的に行なうために必要な条件の整備に関する事項  
四 高性能農業機械の利用に関する技術の研究及び指導に関する事項

第一章の次に次の一章を加える。  
第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等  
(高性能農業機械導入基本方針)  
第五条の二 農林大臣は、高性能農業機械(農作業の効率化に資する程度が著しく高く、かつ、その性能に即して能率的な稼働を行なうためには相当数の農業者の集団的利用に供することが必要となると認められる農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ)につき、その種類ごとに、その導入に関する基本方針(以下「高性能農業機械導入基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 高性能農業機械導入基本方針は、政令で定める一定期間における高性能農業機械の導入に関する目標、その導入を効果的に行なうために必要な条件その他その導入に関し必要な事項について定めるものとし、その期間における農業経営の動向に即するものでなければならない。

3 農林大臣は、高性能農業機械導入基本方針を定めようとするときは、農業機械化審議会の意見を聞かなければならない。  
(都道府県、高性能農業機械導入計画)  
第五条の三 都道府県知事は、高性能農業機械につき、その種類ごとに、高性能農業機械導入基本方針に即し、当該都道府県におけるその導入に関する計画(以下「高性能農業機械導入計画」という。)を定めることができる。

2 高性能農業機械導入計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 高性能農業機械の導入に関する目標  
二 計画の期間  
三 高性能農業機械の導入を効果的に行なうために必要な条件の整備に関する事項  
四 高性能農業機械の利用に関する技術の研究及び指導に関する事項

5 その他高性能農業機械の導入に関し必要な事項  
3 高性能農業機械導入計画の内容は、当該都道府県における農業協同組合その他農業者の組織する団体が行なう農作業の共同化の事業の助長に資するものでなければならない。  
4 都道府県知事は、高性能農業機械導入計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(高性能農業機械導入計画と国の援助等)  
第五条の四 国は、高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行なうに当たっては、高性能農業機械導入計画の達成に資することとなるように努めるものとする。

第十五条第二項中「第十四条各号に掲げる事項につき意見を述べる外」を「この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか」に改める。  
第二十七条に次の一項を加える。  
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。  
第三十条を次のように改める。  
(役員の資格事項)  
第三十条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができる。  
(農業機械化促進法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二条 農業機械化促進法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「同項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

附則第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「同項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

附則第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「同項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

附則第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「同項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。



2 政府は、前項の規定によるほか、第十九条第四項の規定にかかわらず、埼玉県大宮市日進町一丁目に所在する国有の土地又は建物その他土地の定着物を出資の目的として、研究所に出資することができる。

附則 第四條を次のように改める。

(非課税)

第四條 前条第一項又は第二項の規定により政府から出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る移転に伴う登記又は当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、登録税又は不動産取得税を課することができない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 理由

農業機械化の促進に資するため、高性能農業機械導入基本方針及び高性能農業機械導入計画に関する規定を設けるとともに、農業機械化研究所に対し政府が埼玉県大宮市日進一丁目に所在する国有の土地等を出資することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 砂糖の価格安定等に関する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律

### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 砂糖の価格安定に関する措置

第一節 輸入に係る砂糖の価格調整等(第三条条一第十二条)

第二節 精製糖の製造数量等の制限(第十三条一第十八条)

第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置(第十九条一第二十九条条)

第四章 糖価安定事業団

第一類第八号

農林水産委員会議録第三十二号

昭和四十年四月二十七日

七

第一節 総則(第三十条一第三十五条)

第二節 役員及び職員(第三十六條一第四十六條)

第三節 業務(第四十七條一第四十八條)

第四節 財務及び会計(第四十九條一第五十八條)

第五節 監督(第五十九條一第六十條)

第六節 雑則(第六十一條一第六十二條)

第六章 罰則(第六十三條一第六十四條)

附則(第六十五條一第六十九條)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸入に係る砂糖の価格調整その他砂糖の価格の異常な変動を防止するための措置並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格を支持するのに必要な措置等を定めることにより、砂糖の価格の安定を図るとともに国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る関連産業の健全な発展を促進し、もって甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業者所得の確保と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「甘味資源作物」、「国内産糖」及び「国内産ぶどう糖」とは、それぞれ、甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第四十一号)第二条第一項から第三項までに規定する甘味資源作物、国内産糖及び国内産ぶどう糖をいう。

2 この法律において「粗糖」とは、分みつ(操作を加えて糖みつを分離することをいう。)をした砂糖であつて、糖度(温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう。)が九十八度以下のもの(車糖、でん粉を加えた粉糖その他これに類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く。)をいう。

3 この法律において「砂糖年度」とは、毎年十月

一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

4 この法律において「輸入」とは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一号に規定する輸入をいう。

第二章 砂糖の価格安定に関する措置

第一節 輸入に係る砂糖の価格調整等

(安定上下限価格等)

第三条 農林大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合理化目標価格(以下「安定上下限価格等」という。)を定めなければならない。

2 安定上限価格及び安定下限価格は、輸入に係る砂糖の価格を適正な水準に安定させるための指標として、それぞれ、当該砂糖の価格がその額をこえて騰貴し、又はその額を下って低落することを防止することを旨とし、粗糖の国際価格の通常の変動の上限及び下限を基準として、粗糖の輸入価格(関税の額に相当する金額を除く。以下同じ。)につき、定めるものとする。

3 国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下って低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、安定上限価格をこえずかつ安定下限価格を下らない範囲内で、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるところにより粗糖の輸入価格に換算して、定めるものとする。

4 前項の目標生産費は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとする。

5 農林大臣は、安定上下限価格等を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖又はぶどう糖の製造、販売、輸入又は消費に關し学識経験を有する者の意見をきかなければなら

ない。

6 農林大臣は、安定上下限価格等を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 安定上下限価格等は、内外の砂糖の需給事情、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、改定することができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、安定上下限価格等の改定について準用する。

(輸入に係る指定糖の事業団への売渡し)

第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖(政令で定める沖繩産のものを除く。以下「指定糖」という。)につき関税法第六十七條の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。)は、その輸入申告の時に適用される第七條の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を糖価安定事業団(以下「事業団」という。)に売渡しなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関税法(明治四十三年法律第五十四号)第四條の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

3 指定糖についての関税法第七十條の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4 前項の事業団の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 指定糖輸入申告者等は、その輸入申告の

時について適用される次条の粗糖の平均輸入価格が安定上限価格をこえる額であるときは、政令で定めるところにより、事業団に対し、その輸入申告に係る指定糖(農林省令で定める規格のものに限る)の売渡しの申込みをすることができ。

2 事業団は、前項の申込みを受けたときは、次に掲げる場合を除き、その申込みに応じて、当該指定糖を買い入れるものとする。

一 その売渡しの申込みに応じて事業団がこの項の規定による買入れ及び第八号第一項の規定による売戻しをするときは、当該買入れの契約見込額から当該売戻しの契約見込額を差し引いて得た額が当該申込みの日の属する事業年度の事業年度の予算において定める限度額をこえることとなる場合

二 前条第一項ただし書に規定する場合

(平均輸入価格)

第七号 粗糖の平均輸入価格(以下「平均輸入価格」という)は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その期間前の一定期間の海外における代表的な粗糖の市価の平均額及び輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を基準として、農林大臣が定める。

2 平均輸入価格は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

3 平均輸入価格は、その適用期間の満了前においても、海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合その他政令で定める場合には、その残存期間について、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の平均輸入価格及びその適用期間を告示しなければならない。

4 第一項の規定は、平均輸入価格の改定について準用する。この場合において、同項中「政令で定める期間」とにその各期間を適用期間とし「とあるのは、」当該残存期間につき」と読み替えるものとする。

(輸入に係る指定糖の買入れの価格)

第八号 第五号第一項又は第六号第一項の規定による売渡しの指定糖に係る輸入申告の時の買入れの価格は、当該指定糖の輸入申告の時に適用される平均輸入価格(粗糖以外の指定糖にあっては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)とする。

(輸入に係る指定糖の売戻し)

第九号 事業団は、第五号第一項又は第六号第一項の規定による指定糖の売戻しをした者に対し、その指定糖を売り戻さなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第五号第一項又は第六号第一項の規定による指定糖の売渡しの受けるに当たって、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定糖を買い戻さなければならぬ旨の条件を附することができ。

3 事業団は、第五号第一項の規定による指定糖の売渡しの受けるに当たって、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を附するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第十号 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 第五号第一項の規定による売渡しに係る指定糖については、次に掲げる額

イ その指定糖に係る輸入申告の時の平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号において同じ。

と当該平均輸入価格(粗糖以外の指定糖にあっては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下イにおいて同じ)との差額に当該輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林大臣の定める率を乗じて得た額を当該平均輸入価格に加えて得た額

ロ その指定糖に係る輸入申告の時の平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号及び第五十五号第一項において同じ)との差額に当該輸入申告の日の属する砂糖年度に係るイの率を乗じて得た額を安定下限価格に加えて得た額

二 第六号第一項の規定による売渡しに係る指定糖については、安定上限価格(粗糖以外の指定糖にあっては、その種類に応じて、当該安定上限価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)とする。

2 前項第一号イの農林大臣の定める率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、当該年度の前年度における国内産糖及び国内産糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参照して定めた国内産糖及び国内産糖の推定製造数量を当該年度の前年度における輸入に係る砂糖の数量並びに国内産糖及び国内産糖の製造数量を参照して当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参照して定めた砂糖及び国内産糖の推定供給数量を除いて得た数と限度として、定めるものとする。

3 等三条六項の規定は、第一項第一号イの農林大臣の定める率について準用する。

大臣の定める率について準用する。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十一号 第五号第一項の規定による売渡しに係る指定糖が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林省令で定めるところにより、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

(関税率の引下げ等)

第十二号 国は、海外における砂糖の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、第六号から第十号までに規定する輸入に係る指定糖の価格調整に関する措置によつては砂糖の価格を安定させることが困難と認められるときは、砂糖についての関税率の引下げその他必要な措置を講ずるものとする。

第二節 精製糖の製造数量等の制限

第十三号 農林大臣は、砂糖の需給が著しく均衡を失したため、精製糖(国内産糖を除く。以下同じ)の価格が平均生産費を下り、かつ、精製糖の製造業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがある事態が生じた場合であつて、精製糖の価格が安定下限価格に關稅の額に相當する金額、合理的な經營を営む精製糖の製造業者の精製糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額並びに砂糖消費税の額に相當する金額を加えて得た額を下つて低減している場合において、必要があるときは、精製糖の製造業者に対し、精製糖の製造数量又は販売数量の制限に關する共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

(共同行為の期間及び内容)

第十四号 前条第二項の共同行為をすべき期間は、六月以内において定めなければならない。2 前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。



一 前条第一項に規定する事態を克服するため  
必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に  
害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

(指示の変更等)

第十五条 農林大臣は、第十三条第一項の規定に  
よる指示に係る共同行為の内容が前条第二項各  
号に適合するものでなくなつたと認めるとき  
は、その指示を変更し、又は取り消さなければ  
ならない。

(共同行為の届出)

第十六条 精製糖の製造業者は、第十三条第一項  
の規定による指示(前条の規定による変更が  
あつたときは、その変更後のもの。次条におい  
て同じ。)に従い共同行為をしたときは、遅滞な  
く、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出  
なければならぬ。これを変更し、又は廃止し  
たときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する  
法律の適用除外)

第十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に  
関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規  
定は、精製糖の製造業者が第十三条第一項の規  
定による指示に従つてする共同行為について  
は、適用しない。ただし、不公正な取引方法を  
用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十八条 農林大臣は、第十三条第一項の規定に  
よる指示をしようとするときは、公正取引委員  
会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第十五条の規定による変更若し  
くは取消しをしたとき、又は第十六条の規定に  
よる届出を受理したときは、遅滞なく、その旨  
を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第十三条第一項の規定に  
よる指示に係る共同行為の内容が第十四条第二  
項各号に適合するものでなくなつたと認めると  
きは、農林大臣に対し、第十五条の規定による

変更又は取消しを求めることができる。

第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価  
格支持に関する措置

(国内産糖の事業団への売渡)

第十九条 地域内国内産糖製造事業者(甘味資源  
製造事業者をいう。以下同じ。)は農林省令で定め  
るところにより、事業団に対し、その製造する  
国内産糖の売渡しの申込みをすることができ  
る。

2 事業団は、前項の売渡しの申込みを受けた場  
合において、その申込みについて、その数量が  
その申込みの日の属する砂糖年度におけるその  
者の製造見込数量及び通常年における月ごとの  
販売数量の割合からみて過大であると認められ  
ること、その他その申込みに係る国内産糖を買  
い入れることとすれば事業団の業務の適正円滑な運  
営が著しく阻害されることとなるおそれがある  
理由として農林省令で定める理由があるときを  
除き、その申込みに応じて、当該国内産糖を買  
い入れるものとする。

(売渡しの対象となる国内産糖の種類等)

第二十条 前条第一項の規定により事業団に対し  
売渡しの申込みをすることができ国内産糖  
は、生産振興地域(甘味資源特別措置法第四条  
第一項の生産振興地域をいう。以下同じ。)の区  
域内において生産された当該甘味資源作物で、  
てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価  
格の最低基準となるものとして農林大臣が定め  
る価格(以下「最低生産者価格」という)を下ら  
ない価格でその生産者から買い入れたものを  
原料として当該地域内指定製造施設(同法第  
十五条第一項の地域内指定製造施設をいう。以  
下同じ。)により製造された国内産糖(既に第二  
十三条第一項の規定による売戻しがされたもの  
を除く。)であつて、農林省令で定める種類、規  
格及び生産年のものに限るものとする。

2 前項の場合において、国内産糖が、生産振興  
地域の区域内において生産された当該甘味資源

作物で最低生産者価格を下らない価格でその生  
産者から買い入れられたものを原料として製造  
されたものかどうか及び既に第二十三条第一項  
の規定による売戻しがされたものでないかどうか  
の認定の手續は、前条第一項の農林省令で定  
めるものとする。

(最低生産者価格)

第二十一条 最低生産者価格は、政令で定めると  
ころにより、農業バリエイ指数に基づき算出さ  
れる価格を基準とし、物価その他の経済事情を  
参酌し、甘味資源作物の再生産を確保すること  
を旨として定めるものとする。

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一  
月一日から十二月三十一日までには種されるも  
の、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌  
年九月三十日までには収穫されるものにつき、そ  
のは種又は収穫が開始される時期を基準として  
政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に  
著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場  
合において、特に必要があるときは、改定する  
ことができる。この場合には、農林大臣は、遅  
滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなけ  
ればならない。

(国内産糖の買入れの価格)

第二十二条 第十九条第一項の規定による売渡し  
に係る国内産糖についての事業団の買入れの価  
格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者  
価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原  
料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用  
の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製  
造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置  
法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に  
係るその生産者からの買入れの価格についての  
指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌  
して、農林大臣が定める。

2 前項の事業団の買入れの価格は、毎年、政令  
で定める期日までに告示しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の事業団の買入  
れの価格について準用する。

(国内産糖の売戻)

第二十三条 事業団は、第十九条第一項の規定に  
よる国内産糖の売渡しをした者に対し、その国  
内産糖を売り戻さなければならない。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするた  
め、第十九条第一項の規定による国内産糖の売  
渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者  
がその売渡しに係る国内産糖を買い戻さなけれ  
ばならない旨の条件を附することができ、  
(国内産糖の売戻しの価格)

第二十四条 前条第一項の規定による事業団の売  
戻しの価格は、政令で定めるところにより、平  
均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第十條第  
一項の規定により定められる事業団の売戻しの  
価格を基礎として算出される額を基準とし、砂  
糖の市価を参酌して、農林大臣が定める。

2 農林大臣は、前項の事業団の売戻しの価格を  
定めたときは、遅滞なく、これを事業団に通知  
しなければならない。

(国内産ぶどう糖の事業団の買入れ)

第二十五条 事業団は、農林大臣の指示に基づ  
き、農林省令で定めるところにより、国内産ぶ  
どう糖の製造事業を行なう者(以下「ぶどう糖製  
造事業者」という)から、その申込みに応じて、  
その製造する国内産ぶどう糖を買い入れるもの  
とする。

2 前項の指示は、農林大臣が砂糖の市価の推移  
からみて国内産ぶどう糖の生産を維持しその原  
料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴  
しよの需要の確保を図るため必要があると認め  
る場合に、行なうものとする。

(買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等)

第二十六条 前条第一項の規定により事業団が買  
い入れる国内産ぶどう糖は、農林省令で定め  
る種類、規格及び生産年のものに限るものとす  
る。

第二十七條 第二十五條第一項の規定による事業団の買入れの価格は、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の事業団の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 第二十一條第三項の規定は、第一項の事業団の買入れの価格について準用する。

(国内産ぶどう糖の売戻し)

第二十八條 事業団は、第二十五條第一項の規定による買入れに係る国内産ぶどう糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五條第一項の規定による国内産ぶどう糖の買入れをするに当たって、当該買入れの相手方がその国内産ぶどう糖を買い戻さなければならぬ旨の条件を附することができ、

(国内産ぶどう糖の売戻しの価格)

第二十九條 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事業を参酌して、農林大臣が定める。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の事業団の売戻しの価格について準用する。

第四章 糖価安定事業団

第一節 総則

(目的)

第三十條 事業団は、輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持のための砂糖及びぶどう糖の買入れ及び売戻しの業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第三十一條 事業団は、法人とする。

(事務所)

第三十二條 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第三十三條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第三十四條 事業団でない者は、糖価安定事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第三十五條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第三十六條 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第三十七條 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員の任期)

第三十八條 理事長及び理事は、農林大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第三十九條 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第四十條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第四十一條 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第四十二條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあっては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第四十三條 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、

代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第四十四條 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第四十五條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十六條 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第四十七條 事業団は、第三十條の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 この法律の規定による輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行なうこと。

二 この法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行なうこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第四十八條 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第四十九條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第五十條 事業団は、毎事業年度、事業計画、予

算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (財務諸表)

第五十一条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

#### (利益及び損失の処理)

第五十二条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

#### (借入金)

第五十三条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

#### (交付金の交付)

第五十四条 政府は、予算の範囲内において、政

令で定めるところにより、事業団に対し、この法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの対価の差額(国内産糖又は国内産ぶどう糖について第二十四条第一項(附則第三條第七項において準用する場合を含む。))又は第二十九条第一項(附則第四條第七項において準用する場合を含む。))の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより国内産糖の糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を(除く)に相当する金額を交付するものとする。

#### (糖価安定資金)

第五十五条 事業団は、第五條第一項の規定による売渡し及び第九條第一項の規定による売戻しに係る指定糖のうち第十條第一項第一号に規定する売戻しの価格により売戻しがされるものについての当該売渡しの対価と当該売戻しの対価との差額中当該売渡しの価格と安定下限価格との差額に係る部分を、第六條第二項の規定による買入れ及び当該買入れに係る指定糖についての第九條第一項の規定による売戻しの業務に要する費用の財源に充てるための糖価安定資金として、管理しなければならない。当該資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 前項の糖価安定資金は、次条の規定により運用する場合のほか、前項に規定する業務に要する費用(第五條第一項の規定による売渡し及び当該売渡しに係る指定糖についての第九條第一項の規定による売渡しに係る事業団の事務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。)に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

#### (余裕金の運用)

第五十六条 事業団は、次の方法による場合を除

くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

#### 信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十七条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (農林省令への委任)

第五十八条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

#### 第五節 監督

#### (監督)

第五十九条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

#### (報告及び検査)

第六十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第六節 雑則

#### (解散)

第六十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

#### (大蔵大臣との協議)

第六十二条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十八條第一項、第五十條又は第五十三條第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十八條第二項又は第五十八條の規定により農林省令を定めようとするとき。

三 第五十一條第一項又は第五十七條の規定による承認をしようとするとき。

四 第五十六條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

#### 第五章 補則

#### (報告及び検査)

第六十三条 農林大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第六十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者、ぶどう糖製造事業者、精製糖の製造業者、砂糖、ぶどう糖、甘しよでん粉若しくは馬鈴しよでん粉の販賣業者若しくは砂糖の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 第六十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 第六章 罰則

(罰則) 第六十五条 第六十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十六條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十六條の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六十三條若しくは第六十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

第六十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承諾を受けなければならない場合において、その認可又は承諾を受けなかったとき

二 第三十三條第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠ったとき

三 第四十七條に規定する業務以外の業務を行なったとき

四 第五十五條第二項の規定に違反して、同條第一項の糖価安定資金を運用し、又は使用したとき

五 第五十六條の規定に違反して、業務上の余剰金を運用したとき

六 第五十九條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき

第六十九條 第三十四條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二條 前條の規定にかかわらず、第二章第一節の規定は昭和四十年十月一日以後に輸入申告をする指定糖について、第三章並びに次条及び第

四條の規定は昭和四十年一月一日以後には種されるん菜又は同年十月一日以後に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖及び同日以後に製造される国内産ぶどう糖について適用する。

(事業団の国内産糖の買入れ等に係る特例)

第三條 事業団は、当分の間、第十九條第一項の規定による売渡しに係る国内産糖の買入れのほか、地域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面を受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認め指示したときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者(農林省令で定める特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む)から、その申込みに応じて、その製造する国内産糖を買入れ得るものとする。

2 前項の規定による事業団の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の事業団の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十条の規定は第一項の規定により事業団が買入れる国内産糖について、第二十一条第三項の規定は第二項の事業団の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十条第一項中「生産振興地域(甘味資源特別措置法第四條第一項の生産振興地域をいう。以下同じ。)」の区域(農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同じ。内)と、「当該地域内指定製造施設(同法第

十五條第一項の地域内指定製造施設をいう。以下同じ。)」とあるのは、当該地域内指定製造施設(同法第十五條第一項の地域内指定製造施設をいう。農林大臣が指定する指定製造施設(同法第十三條第一項の指定製造施設をいう。を含む。))と読み替へるものとする。

5 事業団は、第一項の規定による買入れに係る国内産糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならない。

6 事業団は、前項の規定による売り戻しをするため、第一項の規定による国内産糖の買入れをするに当たって、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができ。

7 第二十四條の規定は、第五項の規定による事業団の売り戻しの価格について準用する。

(事業団の国内産ぶどう糖の買入れ等に係る特例)

第四條 事業団は、当分の間、第二十五條第一項の規定による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業者の合理化を促進するため必要があると認め農林大臣が指示したときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その申込みに応じて、その製造する国内産ぶどう糖を買入れ得るものとする。

2 前項の規定による事業団の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法第五條第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、でん粉の需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の事業団の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十六條の規定は第一項の規定により事業団が買入れる国内産ぶどう糖について、第二十七條第三項の規定は第二項の事業団の買入れ

の価格について、それぞれ、準用する。

5 事業団は、第一項の規定による買入れに係る国内産ぶどう糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならない。

6 事業団は、前項の規定による売り戻しをするため、第一項の規定による国内産ぶどう糖の買入れをするに当たって、当該買入れの相手方がその国内産ぶどう糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができ。

7 第二十九條の規定は、第五項の規定による事業団の売り戻しの価格について準用する。

(事業団の国内産糖の買入れ等に係る特例)

第五條 この法律の施行の際改正前の甘味資源特別措置法第二十一条第一項の規定により定められ、かつ、改正前の同法第二十二條第二項の規定により告示されている昭和四十年においては、種されるん菜に係る最低生産者価格(同条第三項の規定により改定され、かつ、告示されているときは、その改定後の最低生産者価格)は、第二十条第一項の規定により定められ、かつ、第二十一条第二項の規定により告示された当該でん菜に係る最低生産者価格とみなす。

(事業団の設立)

第六條 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第七條 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第八條 附則第六條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定に



第二十二条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十二号中「畜産振興事業団」の下に、「糖価安定事業団」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十三条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四号中、「国内産糖(甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二条第二項の国内産糖をいう。)、国内産ぶどう糖(同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。)」を削る。  
第五十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 糖価安定事業団の指導監督に関すること。

理由

砂糖の価格の安定と国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る関連産業の健全な発展を図り、もって甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与するため、輸入に係る砂糖の価格調整その他砂糖の価格の異常な変動を防止するための措置並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格を支持するのに必要な措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法のの一部を改正する法律

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法

第四項を第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 法第二十三条及び第二十四条の規定は、第二項の規定による事業団の買入れに係る沖繩産糖について準用する。この場合において、第二十三条中第十九条第一項とあるのは、「沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)第二項」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により事業団の業務が行なわれる場合には、法第五十四条中「相当する金額」とあるのは相当する金額並びに沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第一項の規定による沖繩産糖の買入れ及び売戻しの対価の差額(沖繩産糖について特別措置法第五項において準用する第二十四条第一項の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより国内産糖合理化目標価格を沖繩産糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。)に相当する金額」と、第五十九条第二項及び第六十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、第六十八号第三号中「第四十七号」とあるのは「第四十七号及び特別措置法第一項」とする。

第三項中「第一項」を「第二項」に、「政府」を「事業団」に改め、「買入れの価格は」の下に、「毎年」を加え、「甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二十三条第一項」を「法第二十二条第一項」に改め、同項を第四項とする。

第二項中「政府」を「事業団」に改め、「同項を第三項とする。

第一項中「政府」を「事業団」に改め、「当分の間」を削り、「砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは」を農林省令で定める砂糖の価格が第四項の買入れの価格を下って低落している場合において、農林大臣が必要と認めて指示したときは」に改め、「輸入した者から」の下

に「その申込みに応じて」を加え、「することができ」を「するものとする」に改め、同項を第二項とする。

第一項として次の一項を加える。

1 糖価安定事業団(以下「事業団」という。)は、当分の間、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第 号。以下「法」という。)第四十七号に規定する業務のほか、この法律で定めるところにより、沖繩産糖の買入れ及び売戻しの業務並びにこれに附帯する業務を行なう。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 前項の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日以前に収獲されるさとうきびを原料として製造される沖繩産糖の同日までの政府買入れについては、なお従前の例による。

3 砂糖の価格安定等に関する(法律昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条の次に次の一条を加える。  
(輸入に係る指定糖の売戻しの価格の算定の特別)

第二条の二 第十条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格の算定については、当分の間、同条第二項中「前年度における国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量」とあるのは「前年度における国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量並びに沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)第七項に規定する沖繩産糖(以下「沖繩産糖」という。)の輸入数量」と、「推定総製造数量」とあるのは「推定総製造数量と沖繩産糖の推定輸入数量との合計数量」とする。

4 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第五項を削る。

5 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十年度分以前の予算については、なお従前の

例による。

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四号中「及び沖繩産糖(沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)第四項の沖繩産糖をいう。)」を削る。

理由

砂糖の価格安定等に関する法律の制定に伴い、沖繩産糖の買入れ及び売戻しを糖価安定事業団に行なわせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○見玉委員 ただいま議題となりました芳賀貢君外三十二名提出にかかる甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案及び沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案につき、提出者を代表してその提案の理由を御説明申し上げます。

わが国における甘味資源としましては、てん菜を原料とする北海道等のでん菜糖、甘蔗を原料とする南西諸島、沖繩の甘蔗糖と国内産でん粉を原料とするブドウ糖がございます。これら甘味資源の対策としててん菜生産振興臨時措置法の期限切れに際し、甘味資源の生産の振興、砂糖及びブドウ糖の政府買入れを行なうことを内容とした甘味資源特別措置法が、第四十三回国会に提出され、第四十六回国会で成立を見たものであります。

その際わが党といたしまして、第四十三回国会に甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案を提出し、砂糖の全面国家管理を主張したのでありますが、国会の賛同を得るところとならなかったことは、はなはだ残念に存するところであります。この甘味法を審議いたしましたころは、世界的な砂糖不足で国際相場も異常な高騰を見せ、平常時の四、五倍にも達したのであります。すなわち甘味法はなくとも国内産糖、ブドウ



糖は採算がとれる状態であり、比較的安易な考え方で甘味法を制定したといふべきでありましよう。しかしながら甘味法成立を境とし、国際糖価は下落を続け、逆に今度は高騰時の五分の一という糖価になってしまったのであります。このため甘味法の完全運用を行なうとすれば、恒常的な国内産糖の全量買入れのみならず、でん粉需要の確保のため、ブドウ糖の大量買入れをも行なわねばならない羽目におちいり、巨額の政府買入れ予算と売買損失を招来するおそれが強くなったのであります。現実問題としててん菜糖、甘蔗糖、でん粉、ブドウ糖等の買入れを行なつても糖価、でん粉市況は一向にさえず、買入れの効果があらわれず、逆に政府買入れ量は砂糖需給の過剰分として糖価引き下げの作用をするという苦境に追い込まれてゐるのであります。

このため政府としては、この打開策として、国内産糖のコストを基準とし糖価水準を決定し、糖価の安定をはかるべく、糖価安定事業団を設立し、輸入砂糖から差益を取り、国内産糖の赤字を補てんすることを内容とする砂糖の価格の安定等に関する法律案を提出せざるを得なくなつたのであります。換言すればこの法律は、甘味資源特別措置法の不備を補足した補完法とも言うことができます。

しかしながらこの際、この糖価低落に伴う国内甘味資源業界の苦悩の主因は、申すまでもなく池田前総理の無暴きまゝる粗糖の自由化にあると言つても過言でないことを、あらためて明らかにいたしておきたいのであります。

わが党といはしましては、糖価の安定なくして、てん菜、甘蔗、イモ、でん粉の生産農家は安心して、その生産を行ない得ないことは年来の主張であります。甘味資源の生産の振興と糖業の発展及び糖価の安定をはかるためには、砂糖の国家管理の方法をとる以外にその方途はないと確信いたし、本国会において、さきの第四十三回国会に提出いたしました甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案に、所要の改正を加え再

提出いたしますとともに、消費者の立場も考慮いたしまして、糖価水準の引き下げをはかるよう砂糖消費税の廃止も行なうことといたしておりま

す。次に、この法案の内容について概要を御説明申し上げます。

第一は砂糖類需給計画の策定であります。農林大臣は砂糖需給委員会に於て、砂糖類の需給見通し、砂糖類の生産目標、てん菜、甘蔗及びブドウ糖原料のでん粉の生産目標、砂糖類の輸入見通し等の重要事項について、毎五ヶ年を一期とする長期需給計画を定め、これに基づく毎年度の需給計画を具体的に改め、施策の方向を明らかにし、これを公表することといたしてあります。

第二は、てん菜及び甘蔗の生産振興についてであります。生産条件がてん菜または甘蔗の栽培に適しており、農業経営の改善により生産が増大する見込みが確実であり、さらに製糖企業を成立せしめるだけの生産量を確保し得る見込みのあること等を考慮し、農林大臣は都道府県の区域につき生産振興地域の指定を行なうものであります。次に生産振興地域の指定を受けた都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会に於て、生産振興計画を定め農林大臣の承認を求めるとことといたしてあります。

第三は、砂糖類製造施設の承認制であります。現在の製糖工場は原料不足等の理由から不安定な経営におちいっている現状であり、これら製造施設の合理化はもちろんであります。設備が過剰とならないよう、原料の生産に即応し施設の設置または変更につき農林大臣の承認を要することといたしてあります。なお、ブドウ糖の製造施設についても同様の承認を要することといたしてあります。

第四は生産振興地域内において生産されたてん菜または甘蔗の集荷及び販売については、生産者団体を通じて一元的に行なわれるようにつとめ、生産者団体及び製造業者は、これらの事項につき、契約を締結するようにいたしてあります。

第五は、砂糖類の政府買入れの措置についてであります。国内産てん菜糖類及び甘蔗糖に於ては、砂糖製造業者の申し込みに応じて、政府買入れを行なうことといたしてあります。またブドウ糖については、市価が低落し、でん粉の需要の確保をはかるため必要と認める場合は、政府買入れを行なうことといたしてあります。

第六は、生産者価格及び買入れ価格についてであります。まずてん菜及び甘蔗の生産者価格については、選択的拡大の重要作物とみなして、生産者米価の算定と同様に生産費、所得補償方式に基づき生産者価格を定めて告示することとしたしました。次に、てん菜糖及び甘蔗糖の政府買入れ価格については、てん菜または甘蔗の生産者価格に砂糖の製造及び政府への売り渡しに要する経費を加えた額を基準として定めることとしてあります。なおブドウ糖の買入れ価格については、農産物価格安定法に基づく甘蔗及びバレイショでん粉の政府買入れ基準価格に所要の経費を加えた額を基準として定めることとしてあります。

第七は、砂糖の政府輸入についてであります。政府は需給計画に基づき、必要量の砂糖を輸入することとし、政府以外の輸入は認めないことにいたし、この際、関税については、これを免除することといたしてあります。

第八は、砂糖の販売標準価格についてであります。販売標準価格は、砂糖の国際価格、国内産糖の生産費、家計費、物価事情等を参酌して定め告示することといたしてあります。

第九は、砂糖の小売り標準価格についてであります。小売り標準価格は、販売標準価格に販売に要する費用を加えた額を基準として定めることといたしてあります。なお農林大臣は、糖価安定のため必要な勧告を行なうことといたしてあります。

第十は、砂糖類の政府売り渡しについてであります。政府は需給計画に基づき、その所有する

砂糖類を売り渡すものとし、売り渡し予定価格については、販売標準価格から砂糖の精製及び販売に要する経費を控除した額を基準として、定めることといたしてあります。

第十一は、助成措置についてであります。同は予算の範囲内で、生産振興地域の都道府県に対し、生産振興計画の実施に要する経費の助成を行なうことといたしてあります。また、砂糖類の製造施設につき必要な資金の融通のあつせんを行なうものとしたしました。

第十二は、砂糖需給委員会等の組織についてであります。甘味資源の生産振興、砂糖類の需給計画、てん菜等の生産者価格、砂糖類の政府買入れ価格及び砂糖の標準価格の決定に関する重要事項を調査審議するため、農林省に砂糖需給委員会を設置することといたしてあります。また、甘味資源の生産の振興対策、原料の集荷及び販売等に関する重要事項について調査審議するため、生産振興地域の都道府県に甘味資源生産振興審議会を設置することといたしてあります。

第十三は、行政機構等についてであります。本法の円滑な運用をはかるため、食糧庁に砂糖所管部の新設、定員の確保を行なうための農林省設置法の改正、砂糖類の政府管理のため砂糖類管理勘定を設けることに伴う食糧管理特別会計法の改正及び砂糖の政府輸入につき、関税を免除するための関税定率法の改正その他諸規定の整備を行なうことといたしてあります。

第十四に、この法律は昭和四十年十月一日から施行することとし、甘味資源特別措置法は廃止することといたしてあります。

以上、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案の概要でございます。次に沖繩産糖につきましても、沖繩糖業の振興と経済の安定に資するよう、国内産糖に準じ、政府買入れができることとするため沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法に所要の改正をいたしたものであります。

以上、法律案の提案理由及びその内容の概略を

申し述べました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○濱地委員長 赤城農林大臣。

○赤城國務大臣　農業機械化促進法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農業の機械化については、政府におきましても従来から各種の助成、融資及び普及指導の措置を通じて、その促進につとめておりますが、最近の農業労働力の減少に対処し、農業生産の維持増大を期するためには、小型機械の能率的な利用をはかりますとともに、高性能の農業機械を計画的に導入して、在来の小規模経営の条件を越えた生産性の高い農業の生産方式の普及確立をはかることが必要であります。

しかしながら、高性能農業機械は、農作業の効率化に資する程度が著しい反面、その性能に即して能率的な稼働を行なうためには、相当数の農業者が集団的に利用する体制によらざるを得ないという問題があります。

このため、高性能農業機械については、管理及び利用の組織あるいは土地基盤等の社会的、経済的諸条件の整備との有機的関連を考慮しつつ、国及び都道府県の指導援助のもとに計画的に導入をはかっていくことが特に必要と考えられるのであります。

また農業機械化の促進のための試験研究及び検査の体制を確立するため、昭和三十七年に農業機械化研究所を設立し、鋭意その機能の充実につとめているところであります。その研究施設等の整備をはかり、運営の基礎条件をすみやかに確立することが必要と考えられるのであります。

以上二つの理由によりまして、この法律案を提出することとした次第であります。

以下この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、高性能農業機械導入基本方針に関する規定を設けたことであります。すなわち農業経営

の動向に即して高性能農業機械の効果的な導入をはかるため、国がその導入に関する目標及びこれに必要な条件等を明確にする基本方針を定めるものとしたことであります。

第二に、都道府県の高性能農業機械導入計画に關する規定を設けたことであります。すなわち都道府県知事は、国の基本方針に即し、かつ地域の特性を考慮しつつ、高性能農業機械の導入の目標及びその導入のために必要な条件の整備等に関する事項を定めるものとしており、その計画の内容は、農業者の組織する団体が行なう農作業の共同化の事業の助長に資するものでなければならぬとしております。

第三は、高性能農業機械の円滑な導入をはかるためには、助成、融資等の措置がきわめて重要でありますので、国は資金の確保のために必要な措置を講じ、または都道府県に対し援助を行なうにあたっては、高性能農業機械導入計画の達成に資することとなるようつとめることを規定いたしました。

第四は、農業機械化研究所につきまして、その施設の建設のため、新たに埼玉県大宮市所在の国有の土地等を政府が現物出資することができるととする規定を加えることといたしております。

なおこのほか、農業機械化研究所の監事の権限の強化をはかるとともに、役員欠格条項の規定の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案理由と主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、砂糖の価格安定等に関する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の甘味資源対策につきましては、政府は昨年制定されました甘味資源特別措置法によりまして、適地における甘味資源作物の生産を振興し、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源にかかる国際競争力の強化に資する方針で、甘味資源の保護育成のための施策を進めてまいったのであります。幸い寒地

てん菜及びてん菜糖をはじめ、南西諸島におけるサトウキビ及び甘蔗糖やイモでん粉を原料とするブドウ糖等着実な生産の伸長を見せ、農業経営の改善と農家所得の安定に大きく貢献しつつあるところであり、また砂糖の著しい消費の増大にもかからず、砂糖類の自給度も逐年向上し、沖縄産糖も含め現在三割以上に及んでいるところであります。

しかしわが国の砂糖の需給の現状は、なおその大部分を輸入糖に依存しておりますため、世界砂糖市場の特異性による国際糖価の激しい騰落によりまして、国内糖価は大幅な変動を続けており、今後とも不安定なまま推移することを余儀なくされるものと考えられるのであります。

このうな不安定な事態は、甘味資源の振興対策に對しても重大な悪影響を及ぼし、これら原料作物の生産農家の所得をもきわめて不安定ならしめるとともに、これを原料とする国内産糖及び国内産ブドウ糖にかかる関連産業の健全な発展を阻害することになり、国民生活の安定上も好ましくないことは明かであります。

すなわち昨年来の国際糖価の暴落により、国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入れ措置を講じ、農業所得の安定と甘味資源作物の価格支持に つとめてまいったのでありますが、現状において は政府の買入れは砂糖の市価回復の効果を生ぜ ず、政府の買入れ措置もかえってその政府在庫 が糖価低迷の原因となり、いたずらに政府の損失 を増大させる結果を招来し、甘味資源対策は現在 さわめて困難な状況に直面しているところであり ます。

したがって、いまだかかる事態の解決のためには、すみやかに糖価の安定と甘味資源の価格支持の方式の改善につきまして、抜本的な対策を確立する必要があると考えられるのであります。

もとよりわが国が開放経済に向かつている今日、国際糖価の趨勢に照応し、自由化のメリツトを生かしつつ、生産の合理化と糖業の健全な発展

をはかるべきことは言うまでもないところであり  
ます。

政府に以上の諸般の事情を十分配慮いたし、甘味資源の生産の安定とあわせて国民の消費生活の安定をはかるため、国際糖価の異常変動を除去して国内糖価の平準化、安定化をはかるとともに、さらに国内産糖については、甘味資源作物の生産の見通しや国際糖価の動向等を考慮して合理化目標価格を設定して、これが実現をはかることとし、このため輸入糖との価格調整を行なう一方、甘味資源作物の価格支持を強化する等の必要措置を講ずるため、ここに砂糖の価格安定等に関する法律案を提出した次第であります。

以下この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その第一は、砂糖の価格安定に関する措置に於いてであります。わが国の砂糖の価格が輸入糖の価格によって支配されている現状にかんがみまして、次の措置により国内糖価の安定をはかることとしたしております。

そのほか、毎砂糖年度、砂糖の上限及び下限価格並びにその幅の中において国内産糖の合理化目標価格を設けることにいたし、これにより輸入砂糖の価格の調整をはかることといたしております。すなわち国内に輸入される砂糖の価格の上限価格をこえて騰貴し、または下限価格を下つて低落することを防止し、その幅の中に安定するよう価格調整をはかるほか、国際糖価が国内産糖の合理化目標価格を下つて低落するような場合には、国内産糖と輸入糖との価格関係の調整を行なうこととし、その価格調整の方式として糖価安定事業団による輸入糖の買い入れ及び売り戻しの措置によることといたしております。なお安定上下限価格につきましては、国際糖価の通常の変動の上限及び下限を基準として定めることとし、消費者に不当な負担と不利益を及ぼすことのないよう配慮するとともに、これにより国内産糖製造事業を含め、精製糖企業の秩序ある合理化が促進され得ることを期待しているところであります。

その二は、糖価安定に関する補完措置についてであります。糖価安定事業団の行なう輸入糖の価格調整によって一応国内糖価の安定が期待し得るわけでありますが、さらに国際糖価の高騰の際に糖価安定事業団の行なう輸入糖の価格調整措置によつては砂糖の価格を安定させることが困難な場合にあることは、国は砂糖についての関税率の引き下げその他の措置を講ずべきこととし、糖価安定に対する国の責任を明確にすることにしております。またこの法律案は、粗糖の輸入数量には規制を加えておりませんので、砂糖の需給が著しく不均衡となり、その結果安定下限価格に見合う価格を下つて国内糖価が低落するおそれがある場合に備へまして、かかる際には農林大臣は精製糖の製造業者に対し、砂糖の製造、販売数量の制限に関する共同行為を実施すべきことを指示し得ることとし、その指示に従つてする共同行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を適用除外することとしております。

第二は、国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持に関する措置についてであります。糖価安定事業団は、国内産糖製造業者が農林大臣が定める最低生産者価格を下らない価格で生産者から買入れたてん菜またはサトウキビを原料として製造した国内産糖をその申し込みに応じて買入れ、かつ売り戻すこととし、また農林大臣の指示に基づき、国内産ブドウ糖の製造業者から、その申し込みに応じてイモでん粉を原料として製造されるブドウ糖を買入れ、かつ売り戻すこととしております。このような措置により国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持を行ない、糖価の安定措置と相まって、甘味資源作物の生産農家の所得の安定をはかることとしておるのであります。

第三は、糖価安定事業団についてであります。以上に述べましたような事業の実施にあたるため、輸入にかかると砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持のための砂糖及びブドウ糖の買入れ及び売り戻しの業務を行なうことを目的として、糖価安定事業団を設けること

といたしております。なお糖価安定事業団の国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入れ及び売り戻しの対価の差額の補てんについては、国の責任部分と輸入糖との価格調整によつて行なう部分とを明確にし、国の責任部分についてはそれに相当する金額を一般会計から糖価安定事業団に交付するものとしております。

最後に、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、輸入糖の価格調整については昭和四十砂糖年度から行なうこととしております。

また甘味資源特別措置法の国内産糖及び国内産ブドウ糖の政府買入れに関する規定は、この法律の制定に伴い改定することとし、これに伴い経過措置のほか、食糧管理特別会計法について砂糖類勘定を廃止する等の所要の改正規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決ください。以上ようお願い申し上げます。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

沖繩における砂糖の生産は、近年飛躍的に増大し、そのほとんどが本邦に輸出され、わが国の砂糖の重要な供給源の一つとなっております。また、サトウキビ及び砂糖の生産の沖繩における農業及び経済に占める地位はきわめて高く、したがって国際糖価の低落時には、沖繩におけるサトウキビ生産農家の受ける影響には著しいものがあると考えられるのであります。

そこで政府といたしましては、沖繩に対する援助措置の一部として、サトウキビの生産者の農業経営の改善と農家所得の安定に資するため、沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法によりまして、国内産糖に準じ沖繩産糖の政府買入れを行なつていく次第であります。今回砂糖の価格安定等に関する法律案において、国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持の方法を改正することとい

たしましたことに伴い、沖繩産糖の価格支持の方法につきましても国内産糖に準じ改正することが適當であると考えられますので、ここに沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。

この法律案の要旨は、第一には、砂糖の価格安定等に関する法律案の規定により設立されることとなる糖価安定事業団の業務として沖繩産糖の買入れ及び売り戻しの業務を行ない得ることとしたこととあります。第二には、農林大臣は毎年、糖価安定事業団の沖繩産糖の買入れの価格を定めることとし、これを下つて砂糖の価格が低落している場合において農林大臣が指示したときは、糖価安定事業団は沖繩産糖を買入れ得るものとすし、買入れの発動要件を明確化したこととあります。

なおこの法律案は、昭和四十砂糖年度以降の沖繩産糖について適用し、昭和四十砂糖年度以前に製造される沖繩産糖の同日までの政府買入れは、従前の例によることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決ください。以上ようお願い申し上げます。

○濱地委員長 以上各案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○濱地委員長 内閣提出、農地管理事業団法案及び方賀貢君外十一名提出、自作農維持資金金融通法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

○児玉委員 大臣にお伺いしたいのであります。が、もうすでにこの法案につきましましては、わが党から相当時間質問しておりますので、特に問題点をしぼって御質問をいたしたいと存じます。

第一点は、この事業団設置に対して、昨年の十月全国二百七十一の市町村を対象として賛否を問

うたところ、参加するという町村が大体全体の四四％、そのうち四分の一は条件つき、そのほか参加しない、あるいは賛否保留、これが大体六割近くを占めておるわけですが、こういうふうな多数の市町村がこの事業団に対して非常に不信を持っていることは、この数字が明らかに示しておるわけでありますが、このような状況にあつて、あえてこういうふうな市町村の意向を無視してまで、事業団の設置をしなければいけないのかどうか、これらの調査に対して政府としてはいかなる解釈をとっているのか、この点、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○赤城国務大臣 当時調査をしましたところにおきましては、案もまだ熟してはおりませんでした。でありまして、大体の考え方としては相当賛成を得ておると私は思ひますが、実際に熟していないもとにおきましての調査でございますので、現実にこれを参加するかどうかというところを決定しようとする町村でございまして、その結果は全体の四四％が参加したい、こう答えておりますので、これはやはり慎重に、町村としては実際に採用するかしないかというところを頭に置いての回答でございますので、この案の賛成、不賛成というよりも、もっと慎重な答えであつたらう、こういうふうにお思ひます。その後におきまして、実は規模が縮小されましたけれども、私はこういう方針で、いわゆる構造政策を行なつていくということにつきましましては多くの人が共鳴している、こういうふうにお考えしております。

○児玉委員 この調査対象がごく限定された地域であつて、少なくとも全町村を対象とした意見の聴取をして、そしてその方向というものを明らかにしていくべきではないかと私は思ふのですが、なぜ二百七十一という限定された町村だけを対象にして調査をしたのか、そういうふうな根拠はどこに起因しているのか、この点再度お聞かせいたしたい。

○丹羽政府委員 実はこの調査は、全国の町村会が自発的に各町村に御調査を依頼して、その結果

を集めて、参考に私どももいただいたものでございます。農林省が調査をいたしましたわけではございません。町村会の能力の関係で町村をしばったもの、かように思っています。

○児玉委員 局長にお伺いしたいのですが、少なくとも当初の農林省の構想と、今年度の予算の内容とを比較いたしますと、非常に後退した形になっているわけですか。このこともやはり各市町村がどういふふうなこの事業団に対処するかという点についての相当事前の不満のあらわれが、農林省をして自主的にこのような規模を縮小せざるを得なかったということになったのじゃないかと私は思うのですが、予算規模等がこんな後退した理論的背景は何なんであるか、この点を明らかにしていただきたい。

○丹羽政府委員 当初私も考えたのは、全国的に十年間にわたって体系的にこれを実施したいと考えたのでありますが、政府内部で、予算折衝の段階で、何ぶん事業団、国に準ずる機関が直接介入をし、あるいは直接買入ということとは、全く経験のない新しい問題であるから、いろいろ大事をとって、少し進めて、いろいろやってみてから判断をしようじゃないかということになりまして、四十年度におきましてはパイロット的にやろう、こういう考え方も確かに一つの考え方であるという判断で、当初は大事をとるといって、規模を縮小する考え方に農林省は最後に同意をいたしましたわけでありまして。

○児玉委員 大臣にお伺いしたいのですが、この事業団の対象とする農家というのはごく一部の農家であって、零細な農業経営あるいは兼業農家とかがその対象になっていないのじゃないか。このことが不満の非常に大きな要因ではなからうかと私は考えるのですが、このような点、一部の農民だけが政府の保護のもとによくなつて、他の農民はいわゆる切り捨てだ、農民の首切りだ、こういうような非常な不信を持っているのですが、大臣、この点はいかがでございますか。

○赤城國務大臣 これは経営規模を大きくすると

いうねらいはございますけれども、必ずしも大きな農家はかりに対象としておるわけではございません。耕作面積がそれ大きくなくても、農業で将来生きていこうといふ考え、精進していこう、こういう熱意を持って農業と取り組んでいこう、こういう者の経営規模を拡大していこう、こういうこととございまして、必ずしも大農ということとを目標としておるわけではございません。もつとも平均いたしますならば、何町以上というふうなことになるように指導したいと思っておりますけれども、そういう意味におきまして小さい農家あるいは兼業農家の切り捨てということとは考えておりません。また兼業農家等につきましては、別途兼業農家の共同化を進めることによりまして、その経営規模の単位が大きくなる、こういうことが必要であらうと思ひます。所得の格差につきましても、生産性の格差につきましても、現在の統計といひますか、調査の結果から見まして、経営規模が大きい人のほうが格差の是正も相当されておる、こういう現状でございまして、その方向へ持っていくかと思ひますので、小さい農家を切り捨てるといふようなことに拘泥いたしません。そういう考えは持つておりませんで、農業を進めていきたいという人に経営規模を拡大させる、こういうふうな考えでおります。

○児玉委員 農業経営の安定ということは一問題であります、その根本は農産物の価格政策といたうことが重要なポイントではなからうかと私は考えるわけですが、ところが農法ができてすでに六年目を迎えました、いまだに農村における所得は依然として低迷を続けております。この点についてこの事業団によってかりに自分の農地を拡大したとしても、借り入れ金はこれは戻さなければいけない。しかも農家経営、農業経営の安定といふことについて、価格の保障はない。これらの点について大臣としては、これからの農業経営の展望といふものについて、どういふふうな保障をし、どのような価格安定政策を盛っているのか。しかも償還にいたしましたとしても当初の

二分、四十年償還が、三分の三十年に非常にあと戻りしている。しかも価格安定に対する裏づけはない。こういうことではたして政府の考えているような、こういう施策といふものが十分に達成されるかどうか。この安定の問題、農産物の価格保障の問題、それから経営の規模といふものは、それではどの程度が大臣の言うところの自立経営の条件に合致するのか、これらの点についてお聞かせをいただきたい。

○赤城國務大臣 農業あるいは農家の安定ということにつきましては、私から申し上げるまでもなく、いろいろの政策を兼ね行なわなければならぬと思ひます。生産政策も必要でございまして、また国内的にも国際的にも農業が相当いろいろな壁にぶつかつておるところでございまして、品質を改善するといふような意味で、構造政策を進めていかなければならぬと思ひます。根本的には生産政策あるいは構造政策によりまして、農業の生産性が上がっていくことが必要でございまして、これは農業の性質からいって、短日月に実現するわけではございません。そういう意味におきましてどうしても農産物に対する価格政策が重要であることは、これもまた申し上げるまでもございせん。そういう意味におきまして、わが国の農産物価格につきましても、申し上げるまでもなく七割程度のものについては、その濃厚の差はございまして、価格支持を行なつておるわけではございません。そういう意味におきましてはあるいは直接にあるいは間接に価格支持を行なつておりますが、この価格政策につきましては、なお、さらに前進しなくてはならぬ問題が相当ございまして、たとえば牛乳の問題等につきまして、あるいは生鮮食料品等の問題等につきまして、直接価格の支持はいたしておりますけれども、こういう問題が物価政策と相まって、生産政策としても価格政策が伴わなくてはならぬのであります。そういう方面に価格政策を強化して、相伴つて農家の安定を期していきたい、こういうふうな考えを進めておる次第でございまして。なおこの事

業団の法律に対しましては、買い取る者につきまして三分、三十年という長期低利の金融をいたすことにいたしております。そういう金を借りてはたしてやってくるかどうかというふうな疑問も、また心配もあるかと思ひます。これはいかに低利の、三分で三十年だといふことであつても、初めから新たに土地を取得してこれをやっていくといふことでは、なかなか困難ではないかと私は考えます。しかしすでに所有して経営しておる経営規模に加えて、土地を増加して経営規模を拡大していくといふことでございまして、その増大の程度のものでありますならば、償還金の負担もできる。したがって経営の安定も進んでいくと思ひます。どれくらい規模を考えておるかというところでございまして、私どもは自立経営農家として所得増計画におきましては二・五ヘクタールといふような一つのめどを持ってきましたが、また中期経済計画におきましても、十カ年に百万戸というめどは捨ててはおりません。しかし非常に速度が鈍いといふような見方から、十カ年という期限は切つておりません。しかしこれは平均的にそういうめどといひますか、方向をねらつておるのでございまして、自立経営農家の規定といひますか、性格が経営面積ばかりではない。大体この事業団の対象としませんが、都市近郊の農家等におきましては、あなたがち経営規模等が大きくならなくても、集約経営農家によって収入が得られるといふようなことでありますので、収入の面から見れば年取六十万程度の収入が得られる農家を、自立経営農家といふふうな考えておるわけでありまして。これは固定的なものでなくて、弾力的に考えられるべきものと思ひますが、一応いま現状で言いますと、一町五反以上の農家、その程度のがふえておるといふことでございまして。でございしますが、所得増計画とか中期経済計画等のめどを申し上げますならば、そういうめどを持つておる、こういうことを申し上げていいかと思ひます。

○児玉委員 時間の関係もございますので、あと二、三点にしばって御質問します。

次に、これは多少中身の問題でありますけれども、この事業団の行なう対象除外となつてゐる未墾地、民有または国有の林地、それから挙家離村の場合における住宅なり農業畜舎その他の施設に對する取り扱いというものが、全く除外されておりますが、これは当然業務を遂行する一環として考へていかなければ、全体の方向を期待できないのではないかと。それからまた未墾地については農地法に規定されておるにもかかわらず、昭和三十六年以降これが適用されてないというふうな聞いておりますが、一体これはどういふことに起因してゐるのか、この点についてお答えをいただきます。

○丹羽政府委員 事業団の事業を農地、採草放牧地に、現在御審議願つておるこの法律では限定いたしてあります。これは先ほど申しましたとおり、初めて手をつける事業でございまして、それ自身非常にむづかしいという問題がございまして、このようにしばつてあります。この事業団の発展いかんによりまして、将来の問題として未墾地は検討していきたい。それから諸外国のランド・コンソリデーション等の例を考へますと、先生御指摘のようにさらにそれが宅地、林地といふところまで進んでおります。そういう問題は、本事業の進展とからみ合わせまして、あるいは国家財政の問題等も考慮に入れながら、今後検討課題、かように考へておるわけであります。

それから未墾地の政府によりまして買取、現行農地法の四十四条による買取でございまして、これは現行小作統制額を還元しました農地価格と関連を持ちますところの未墾地買取価格では、現実問題として農地を強制買取するといふことは非常に問題がございまして、それからいろいろと情勢が変化いたしましたので、単に食糧増産のために未墾地買取をするといふことは、現在の段階では必ずしも當を得ない段階に相なつております。

地区に限定をいたしましたので、しかし農用地開発事業は必要な事業でございまして、地元におきまして、土地の調達が可能になつて、ここを開発したいといふものを開発事業として補助する、あるいは国営でやる、そういうパイロット事業に現在切りかへて振興させておるわけでございまして、未墾地買取の問題は、農地の価格問題あるいは農業の発展のあり方の問題とからめて、根本的に今後検討を要する問題、かように存じております。

○児玉委員 この点まだどうしても理解に苦しむところでありまして、次に、先ほど大臣からも答弁がございましたけれども、借りた金を返す。ところが現在鹿児島県なり宮崎県等の開拓農家においては、この借金が返せないで、やめようにもやめられないという、非常に悲惨な状況にある農家が相当あるわけですから、ですから今後さらにたくさん農地を開拓しても、先ほど申し上げましたような政府の農業政策において、いわゆる生産品目の指定なり、地域別のそういうふうな需給関係を保つというところ、豊作食乏というふうな形態等が確実に解決されない限り、政府の考へてゐるこの事業団の効果が期待できないのじゃないか、そういう立場から、今日の開拓農家等における問題等と関連して、どういふふうな措置をしていこうとお考へになつておるのか、これらの点に関してひとつお答えいただきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 開拓農家には、ほんとうに気の毒な立場にあつて離農するといふような方もございまして、また開拓農家におきまして非常に優秀な経営をしておる、こういう二種類が大体あるようございまして、これは開拓農家につきましましては、入植する土地がなかなか適当でなかつたというふうな、条件がまずかつた人などもございまして、初めから土地を取得して、そこで農業経営をやつていこうといふこととございまして、この管理事業団による土地取得と違つておるところもございまして、管理事業団による土地取得は、すでに相当の耕作をしておる既耕地等が大体多いといふことになりまして、そういう面では、新しい

に土地を取得するものと、土地取得をつけ加えていく、また未墾地と既耕地との差がある、こういうふうなことから見まして、いまの三分、三十年程度の償還の金融をすることによりまして、私は法律で考へておる目的が達成せられるだらうといふふうに考へております。なお開拓農家につきましては、しばしばその対策を講じ、あるいは離農の面におきまして、あるいは残つた者の負債の点につきましても対策を講じ、あるいは償還期限を延長する、あるいは低利に借りかへる、その他対策を講じてきておりますので、開拓農家の期待に十分は沿えないかと思ひますけれども、相当負債の整理ができるようなふうに推進しておる次第でございまして。

○児玉委員 最後に二点あわせて御質問申し上げます。

第一点は、非常に問題になつてゐる農地管理事業団の協議会組織であります。農業委員会を事務局として行なうといふふうになつておりますけれども、はたしてこの組織において十分な効果を期待し、あるいは農民のほんとうの意思が十分反映できるものであるかどうか、非常にわれわれはこの協議会組織に不審を持つものであります。この点が第一点。

第二点は、何と申しましても私は今後の農業政策については、長期の展望と、農民が安心して農業政策に精魂を打ち込んでいく。現在ではますます兼業農家はふえ、しかも農府の後継者、青年がほとんど農業を捨てて都会に出ていく。こういう現実をわれわれが考へた場合に、いまだ少し農地政策といふものは、いわゆる農産物の価格政策、さらに流通機構の改善あるいは貿易、物価、賃金、雇用、社会保障等、総合的な長期の政策といふものの真つづけがなければ、どんなに事業団組織をつくりましても、その実効的な効果をあげることは期待できないのではないかと、こういうふうな考へるわけですから、このような総合的な政策について、政府としてはもう少し責任ある政策を打ち出してもらなければいけないと思ひますが、この二

点について最後に御質問申し上げて、私の質問を終ります。

○赤城國務大臣 この事業を行なうために上からの押しつくだとか、あるいは強制的におちいらないように、十分配慮をいたさなくてはならぬと思ひます。でございまして、大体こういう事業を取り入れようといふところにつきましても、慎重に選定をいたすことは当然でございまして、市町村とか、農業委員会とか、あるいは農協等が協議会を結成いたしましたので、無理のないよう、そしてこの仕事が進むような一つの計画、協議をしてもらつていふことにいたしておるものでございまして、その点につきましても農民のほんとうの気持ちに沿わないような形になることは、差し控へないようにはなりません。そういうことにならないように、県といたしましてもあるいは国といたしまして、実際に仕事をしていく上において慎重に指導していきたい、こう考へております。

なお農業政策全体につきましても御指摘でございしますが、先ほど申し上げましたように、生産対策につきましてもあるいは構造政策につきましても、何といたしましては農業の性質からいってわつと長期にわたつて、一年で解決できるというふうな問題ではございせんので、そういう面におきまして長期の展望に立つてそれぞれのそういう政策をやつていきますが、価格政策につきましても最初に申し上げましたように、いまの農産物につきましても七割程度の価格支持をいたしておるわけで、濃厚な度はございまして、先ほど提案理由説明をいたしました甘味資源等につきましても、また児玉さんから御説明がございました甘味資源等につきましても、これは価格支持面から生産安定のことを考へたわけでございまして、そういうふうな牛乳の問題につきましても各方面から、補完的ではございまして、この価格政策といふものを強力に押し進めなければ、現状を維持しあるいは農業を発展させることができない、こういうこととございまして、この政策はさらに進めてい



かなくなくてはならぬと思ひます。それに伴ひまして、農業というものは単に農業面からのみよく行なわれていくというふうには私も考えません。社会の機構も非常に複雑化しております。また他方面におきましては相当いろいろな面で農業よりも経済の成長が激しいところもございます。そういうことでございますから、あるいは労働対策の面から農業政策を行なうていかなければならぬ。あるいは、あるいは社会保障制度的なものも取り入れて農業政策を行なうていかなければならぬ。これは、いま御指摘のとおりでございます。その面には、いまだ非常に関連が深くなくてきております。でございますので、そういう関連の上におきまして農業政策の万全を期していききたい、こういうふうな考へてゐる次第でございます。

○濱地委員長 芳賀貞君。

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねしますが、この際社会党提出の自作農維持資金金融法の改正法案との関係について、大臣の所見をお尋ねしたいわけでありませう。

自作農維持資金法の改正案は、昨年の臨時国会におきまして政府から天災融資法の改正案、社会党からもその改正案が出ましたときに、同時に提出いたしました。今国会に継続審議になっておるわけでありませう。改正の趣旨については農林大臣もすでに御承知のとおり、貸し付けの利率は現行の年五分を三分に改め、償還期限の二十年を三十五年に改め、据え置き期限の三年を五年に改める。特に貸し付け限度については、法律に個人は百万円、農事組合法人の場合には五百万円とこれを明定して、自立農家の自作農からの脱却を防ぐことを強力にやるべきであるということ、改正案を出してあるわけでございます。今回の政府の農地管理事業団の内容については、これは国の機関といたしまして、事業団が農地の権利の移動に介入して、経営規模の拡大をはかるというところに趣旨があるわけでございます。しかし多分に農地金融的な性格を持っておるわけでありませうからして、現在あるところの、たとえば農林漁業金融公

庫法に基づく農地の取得資金の制度、これは現在年三分五厘、三年据え置きの二十五年償還ということになっておるわけですが、政府案の管理事業団の条件は、三分、三十年、据え置き期限というものはこれは法律に明らかにしていないわけでございますが、大体三年程度に考えておられると思ひますが、それが、したがってこれらの農地の取得について、あるいは維持についての制度的な金融体系というものを、このように分散的な形で今後運営される考えであるか。あるいはまた管理事業団の機構を中心にして、農地金融の部分についても統一的な制度の改正というものを考えておられるか。その点について明らかにしてもらいたいと思ひます。

○赤城国務大臣 管理事業団の融資条件は、いままでにない低利長期でございます。これももつと低利に、長期にしたいということと案を持って臨んだのでございますが、いまの程度に落ちついたわけでございます。これが例でございますから、ほかにもこれにならうてみんな均衡をとるようになるかどうかというお尋ねかと思ひます。それぞれ金利体系が、それぞれの貸し付けあるいは金融の目的等にしたがつてきておるものももちろんでございますが、同時に金利体系が均衡のとれたものでなくてはならぬというふうに考へております。いまお取り上げになりました自作農維持資金でございますが、これは目下災害とか相続とか疾病あるいは負債等を対象とする農業者の農家、農業経営のための資金でございます。そういう観点から利率、償還期間等が定められておるのでございますが、この資金等も農林漁業金融公庫資金の一環といたしまして、農地取得資金等の特別のものを除いては最も低い金利となっております。資金の貸し付け条件の改定は、公庫資金の金利体系の全般の問題とも関連があると思ひますので、この管理事業団の融資の条件というものを基本としてとらへて上げかねますけれども、全般的に金利体系をさらに検討を慎重にしていこう、こういうつもりでございます。私はこれができたから、ほか

もこれにならうて右へならえということをやいま申し上げるのには、なお検討、あるいは結論を出すにまだそれだけ熟しておりませんので申し上げかねますが、全般に對しまして慎重に検討いたしたい、こう考へております。

○芳賀委員 自作農維持資金とたとえば公庫の農地取得資金あるいは事業団の資金融通は、これは幾ぶん性格的には違ひますが、ただ問題は、政府の提出された資料によりまして、昭和三十八年に借り入れ申請をいたしました場合の経営規模を見ますと、自作農取得のための件数については、昭和三十八年は規模別に見ると、北海道を除くわけでありませうけれども、七反歩から一町歩までの規模の農家が申請件数では二三・五割というところになっておるわけですが、それから維持資金についても、三十八年度には申請件数のうちで二三・五割が七反歩から一町歩経営規模ということになっておるわけですが、そうすると規模別に見ると、大体一町歩を中心として七反歩から一町五反程度の内地、都府県の農家が取得資金あるいは維持資金に対する依存度は非常に高いということになるわけですが、ですからこれらの階層の農家というのは、これは決して第二種兼業という形態ではないと思ひます。専業農家あるいは第一種兼業という、そういう経営形態であるというふうに考へるわけですが、そうしますと農業を維持したいという熱意があつて、維持するためには政府から自作農維持資金を借り受けなければ、農業の維持がなかなか困難であるという場合には、借り受け申請を出すことになるわけですが、ですからこれらの農家に対しては脱農奨励をやるといふことは、農林大臣として考へておるかどうか。維持が困難なものは出ていってほしいといふこととあれば、この維持資金制度に対してはそれほど強力な改善を加える必要はないかもしれぬが、こういう中堅的な階層の農家に対しては、農業として残してもらいたいといふことであるならば、これはやはり取得資金と同様の措置を講ずるのが当然であるといふふうに考へておるわけですが、最近はどうも農業維持

の面に対して、政府としては熱意が欠けておるやうに考へるわけですが、それは間違ひだと思ひます。熱意を持つていふことになれば、当然まず現在の中核的な農家の農業からの脱却を防ぐといふことを、相当前面に打ち出す必要があると考へるわけですが、そうしなければ当然取得資金にしても、維持資金にしても、あるいは事業団が売り渡す農地の対価の回収条件にしても、これは大体同様の体系で扱うということが至当ではないかといふふうに考へられるわけですが、これは基本的な問題にもつながるわけですから、明らかにしたいだきたい。

○赤城国務大臣 農地取得資金は三分五厘でありませうので、取得資金と比較いたしますと、維持資金は利率も高くなつておるわけでございます。これを同じようにすべきではないかといふ御指摘かと思ひます。私も維持するのと取得するのとそう変えるべきではないと思ひますが、この維持資金の性格がいま申し上げましたように、臨時性的といひますか、災害度とか、相続とか、疾病とか、負債等、こういう臨時的不幸なことができたために、維持資金という名前を金借りるというやうなことでありますので、そういう面から利率なり、償還とか、期間等が定められておる、こういうふうには私は解釈するのでございませう。でありますので、取得資金とは非常に違つておりますが、ほかの体系の金利あるいは条件等とはいまのところ均衡がとれてゐるのではないかと、こういうふうには思ひます。しかし臨時性的なものでありませう、取得と維持とあまり区別があり過ぎるということとは、私は好ましくないことと思ひます。でございますので、公庫資金の金利体系全般の問題とも関連いたしまして、この点は慎重に検討を加えていきたい、こう考へます。

○芳賀委員 それでは検討をするといふことですからこれ以上申しませんが、もう一つは管理事業団法がかりに成立した場合においても、これはいまの農地取得資金制度というものを切りかえて、管理事業団方式に統一するといふことではないわ



分、三十年というような形にしたほうが、均衡がとれるのではないかという考え方も一つの考え方と思いますが、せっかくこの事業団によって計画的に事を進めていくところは、やはり他よりも少し利率等が安くてもいいのではないか、こういうふうに考えます。しかしこの事業も進んでくるといふことでありますならば、逐次事業団の施行区

しかし農業基本法の論議の際にもわれわれが主張したように、農地を拡大していくという方策としては、一つには新たに農地を積極的に開墾その他によつて拡大するという方策を積極的に講ずべきであるということ、さらに共同経営を積極的に推進することによつて実質的に農地の経営の拡大をはかるということ、そういう点に十分力を注ぐべ

持った法案と断ぜざるを得ないのでございます。そういう点におきまして、まず基本的にこの性格からしまして、われわれは絶対にこれに同意しかねるものでございます。

さらに実態面についてこれを見ますと、御承知のように現在農業生産の資材はどんどん上がつておるが、これに対して適策がない。また農地の

進するといふ意味におきまして、御承知のように、農地信託法をつくられました。私どもは当時すでに、こういうような法案をつくってもこれは意味がないじゃないかということを指摘したのでありますが、これまで二カ年半の実績を見ると、われわれが指摘したとおり、これはほとんど利用されない死んだ法律になっておるわけでございます。

す。今度の農地管理事業団法も全くあれと同じような効果しかないのじゃないか、同じような結果が出るのじゃないか、私はこのように考えるわけでございます。

以上のような基本的な点、さらに実際の面から見まして、われわれとしてはどうしてこの法案に賛意を表するわけにはまいりません。一言にしまして、この法案は全くの農民の首切り法案であり、自民党の大企業奉仕の政策の一環をなすものである、こういうふうな断定せざるを得ないのでございまして、以上の理由によってこの法案に反対するものでございます。

○濱地委員長 小平忠君。

○小平忠君 私は民主社会党を代表いたします。本案に對し強い希望意見を付しまして、賛成の意見を申し上げたいと思ひます。

日本農業近代化を阻害する最大の課題は、あえて申し上げるまでもなく日本農業の実態が、きわめて零細小規模経営であるということが大きな問題であります。この問題を解消するために、すでに農業基本法が制定され、また政府当局もこの経営規模の拡大、さらに自立経営という点に思ひをいたされまして、農林当局が常に最大の苦心をされていくことは理解できますし、また本案の提案に至るまでについての経緯もありすけれども、当初農林省案なるものがこの線に沿った、非常に前進的なものであったことは、われわれも承知いたしておるのであります。しかるにその後、大蔵当局との折衝の段階において最終的にきめられた本案が、大幅に後退をいたしていることはまことに遺憾であります。私も先般政府当局の農林大臣をはじめ関係者との質疑を通じて御意見を承りました点につきましても、この点は質疑を通じて政府当局があらゆる客観情勢、またいろいろな点を勘案いたしまして、今回の本案がいわゆるパイロット的あるいは試験的段階であることは認められておるのでありますから、われわれはやはり西欧先進地の諸国に比較して、農業の近代化がそう短日月に完成するとは考えられません。しかしとも

あれ従来の政府の施策の中で、当初考えたことが大幅に後退し、また基本法の精神なども生かされてないことがたくさんあるものであります。口で構造改善ということを主張いたしましても、それが実態はそのとおり進んでいない点が多々ある。しかしその中でも自創資金制度のごときは非常に喜ばれておる。しかし喜ばれている中でも、まだまだ自創資金のワークを拡大せよ、あるいは金利の引き下げ等について強い要望があるときに、本案の金利体系も年三分、さらに三十一年年賦、不満であります。これはむしろ昨日も東大の大内教授が指摘されましたように、少なくとも五十年、あるいは三倍の九十年ということが望ましい。

私もこの点は質疑を通じて、この年限はさらに五十年あるいは百十年というように延ばすべきであることを主張いたしておるのでありますが、ともあれ金利体系において三分というようなことは、私は従来の農林関係の金利体系に一步前進の形をあらわしたものである、このようにも考えます。したがっていま農民あるいは農業団体関係がひとしく要望している点に、それはすべてが合致しているわけではないけれども、一步前進の形があらわれているという点を率直に申し上げて、政府にいたして政府当局は本案の施行にあたります。したがって政府当局は本案の施行にあたります。したがって政府当局は本案の施行にあたります。

以上、簡単にありますけれども、以上の点を強く政府当局に要求申し上げます。本案に賛成の意見を述べたものでございます。

○濱地委員長 林百郎君。

○林委員 私は日本共産党を代表しまして、本法に反対の討論をいたします。

本法案によって政府の企図するところは、農業の大規模化、すなわち一戸当たり二町五反の土地所有、年間の農業所得六十万円以上という所得格差の是正という名のもとにおける、これを目標にした大規模の育成の方向を意図しておるのであります。このことは自民党の赤城農政が一貫して遂行してきている一部富農を残す、すなわち三割あるいは四割の一部富農を残して、六割あるいは七割の農民は専業農家としてはもう切り捨て、この

いう反農民的法案であると言わざるを得ないのであります。これは私の質問に對しても、政府は明確な答弁をしておらないのであります。政府は年利三分、償還期限三十年というような、この有利な融資を受けることのできる農民は、日本の国の六百万近くの農家のうち、幾らがこの恩恵にあずかるものであるかということに對しては、政府は答弁をいたしません。これは言うまでもなくほんのわずかな農家しか、この融資の恩恵を受け得るものではないのであります。このことを政府はひた隠しに隠しておりますが、この融資の方法によって一部の富農の育成化の方向を考えている、こう思います。したがって本法によって離農する農家はますます促進され、そしてそれに対する手当てについては、具体的な答弁は何一つなされておらない。御承知のとおり今年年間出かせぎに流出する農民が七、八十万と言われております。一方第二種兼業農家はますますふえてきております。ところが赤城農林大臣はこれに對する施策として、二月十日の本委員会では、具体的にまだ離農者に對してどういう方法をとるかということに對しては案は立っておらない。抽象的な方向は考へておられるけれども、具体的な方法は考へておられないという答弁をしております。一方今年年間農地の移動は約七万町歩と言われておりますけれども、この七万町歩の土地の移動の内容を見ます

と、三十八年度、これは農業白書にありますけれども、譲り渡すものの六七％が一町歩以下の農民、譲り受けるものの五八％が一町歩以下の農民、要するに譲り渡し、譲り受けが約六割前後は、本法の対象外の一町歩以下の農民の間に移動がされている。これを一戸当たり二町五反の土地に集約していくということになると、これはもう国家権力が当然介入せざるを得ないし、そして土地移動の中で圧倒的な多数を占めている一町歩以下の農家というものは、土地の取得については縁のないことになり、これが結局専業農家としては生活できないように、国家権力によって強制されることになる、こう思うのであります。それではこの七万町歩の土地移動の圧倒的な多数を占めている、六割のパーセンテージを占めている一町歩以下の農民が、この法案によって土地が取得できない。さらに兼業化が促進される。そして出かせぎに行く。出かせぎから帰ってきて失業保険を取ると、この失業保険についても、御承知のとおり非常にむずかしい条件を出して、その条件を受け入れないような農民に對しては、働く意思がないということ、これは秋田県一県だけでも五千件が、新たに農民が失業保険を受け取ることを打ち切られております。こうして農民が農業をやっているにやうにして、結局本法案のねらいである、また自民党農政の基本である農村から低賃金の労働者をつくり上げようとする、これが自民党農政の本質である。この低賃金労働者は、どんな安い賃金でもいいから仕事をさがす、こういう農民を農村から毎年毎年七、八十万も流出させる。そして失業保険も取らせない。これをさらに本法案によって促進させようとしておる。

もう一つは、政府は本法案によって農地を集約し、機械化によって生産性を高める、そして農産物の価格を低下させたいと言っている。しかしこの問題が二つある。いまのような状態で農産物の価格を低下させるといふことは、ただでさえ農産物の価格が不安定で、農業経営が苦しくなっ

と、三十八年度、これは農業白書にありますけれども、譲り渡すものの六七％が一町歩以下の農民、譲り受けるものの五八％が一町歩以下の農民、要するに譲り渡し、譲り受けが約六割前後は、本法の対象外の一町歩以下の農民の間に移動がされている。これを一戸当たり二町五反の土地に集約していくということになると、これはもう国家権力が当然介入せざるを得ないし、そして土地移動の中で圧倒的な多数を占めている一町歩以下の農家というものは、土地の取得については縁のないことになり、これが結局専業農家としては生活できないように、国家権力によって強制されることになる、こう思うのであります。それではこの七万町歩の土地移動の圧倒的な多数を占めている、六割のパーセンテージを占めている一町歩以下の農民が、この法案によって土地が取得できない。さらに兼業化が促進される。そして出かせぎに行く。出かせぎから帰ってきて失業保険を取ると、この失業保険についても、御承知のとおり非常にむずかしい条件を出して、その条件を受け入れないような農民に對しては、働く意思がないということ、これは秋田県一県だけでも五千件が、新たに農民が失業保険を受け取ることを打ち切られております。こうして農民が農業をやっているにやうにして、結局本法案のねらいである、また自民党農政の基本である農村から低賃金の労働者をつくり上げようとする、これが自民党農政の本質である。この低賃金労働者は、どんな安い賃金でもいいから仕事をさがす、こういう農民を農村から毎年毎年七、八十万も流出させる。そして失業保険も取らせない。これをさらに本法案によって促進させようとしておる。

もう一つは、政府は本法案によって農地を集約し、機械化によって生産性を高める、そして農産物の価格を低下させたいと言っている。しかしこの問題が二つある。いまのような状態で農産物の価格を低下させるといふことは、ただでさえ農産物の価格が不安定で、農業経営が苦しくなっ

と、三十八年度、これは農業白書にありますけれども、譲り渡すものの六七％が一町歩以下の農民、譲り受けるものの五八％が一町歩以下の農民、要するに譲り渡し、譲り受けが約六割前後は、本法の対象外の一町歩以下の農民の間に移動がされている。これを一戸当たり二町五反の土地に集約していくということになると、これはもう国家権力が当然介入せざるを得ないし、そして土地移動の中で圧倒的な多数を占めている一町歩以下の農家というものは、土地の取得については縁のないことになり、これが結局専業農家としては生活できないように、国家権力によって強制されることになる、こう思うのであります。それではこの七万町歩の土地移動の圧倒的な多数を占めている、六割のパーセンテージを占めている一町歩以下の農民が、この法案によって土地が取得できない。さらに兼業化が促進される。そして出かせぎに行く。出かせぎから帰ってきて失業保険を取ると、この失業保険についても、御承知のとおり非常にむずかしい条件を出して、その条件を受け入れないような農民に對しては、働く意思がないということ、これは秋田県一県だけでも五千件が、新たに農民が失業保険を受け取ることを打ち切られております。こうして農民が農業をやっているにやうにして、結局本法案のねらいである、また自民党農政の基本である農村から低賃金の労働者をつくり上げようとする、これが自民党農政の本質である。この低賃金労働者は、どんな安い賃金でもいいから仕事をさがす、こういう農民を農村から毎年毎年七、八十万も流出させる。そして失業保険も取らせない。これをさらに本法案によって促進させようとしておる。

もう一つは、政府は本法案によって農地を集約し、機械化によって生産性を高める、そして農産物の価格を低下させたいと言っている。しかしこの問題が二つある。いまのような状態で農産物の価格を低下させるといふことは、ただでさえ農産物の価格が不安定で、農業経営が苦しくなっ

ておる中食農を価格の面で切り捨てていく。一方政府の考へておるように、約百万戸の富農が日本の農業を大體独占するようになれば、今度は価格を独占的に引き上げざることを政府は保証してやる、かういふことで、中食農を切り捨てるまでの間は農産物の価格を下げさせて、切り捨てておいて、そして今度は政府の考へておる富農百万戸が日本の農業を大體支配するようになったころは、農産物の価格を引き上げてやる、かういふことを政府が考へておることは間違いない。これはもう各工業部門における経済の高度成長政策のカルテル化、独占化、これを見れば明らかであります。

その次にもう一つの問題は、これによってこの法案は二つのことを前提としておる。一つは農民の流動化、毎年毎年七、八十万の農民が農村から流れ出していく、これを前提にして、それに対しては何の手だても置いてないといふこと、もう一つは貿易の自由化によって、アメリカの農産物を膨大に入れることによる日本農業の破壊、この面については手を打たない。したがって本法案によつて専業農家を百万戸に減らすといふことは、それによつてアメリカの余剰農産物の輸入化は、チェックするどころか、これはそのまま自然に流れていくといふことを前提として、本法案がつくられておると思ひます。したがって本法案によつて、日本農業が直面している一番困難な問題であるアメリカの余剰農産物の輸入をどのようにするか、そしてこれに対して自主的な農業の発展をはかるための貿易をどのようにするかといふことについては、何らの考慮もされておらない。それからもう一つのこと、政府は権力は介入させないのだ、土地移動を自然のままに調整していきたいのだと言つておられますけれども、これは明らかに農業構造改善がいかに権力によつて強行されているか、それが農民の大きな抵抗を受けて失敗しているか、それをさらにこれによつて強行しようとし、今度新たに都道府県やあるいは市町村までを介入させて、これを国家の下請機関にして権力的

に土地の集約をし、そしていま失敗している農業構造改善を何とか持ち直させようとしておる、これが本法案のねらいだと思ひます。

したがつて私は結論として、共産党は、もしほんとに日本の農民のことを考へるならば、次のことをすべきである。すなわち日本農業の自主的な発展をはかるために、自由化によるアメリカの農産物の輸入をまず押える。このことについて根本的な姿勢を直す。日本農業の保護政策を前提として、平等にして互恵の自主的な貿易政策をまず確立する。次には農産物の価格を安定し、日本の農業による日本の国内市場を拡大し、そして離農や土地を手放す農民が出ないようにすることがまず第一。離農や土地を手放すことをそのままにしておいて、それをどのように合理化するかといふことは、これは基本的な政策を捨てておいて、そして離農を促進する方面を強化するといふことであつて、何らの政策にならない。したがつて私はまず日本農業を価格の面と市場の面で政府が積極的に保護してやつて、離農とか土地を手放す農民が出ないようにする。この基本的なところに政策の根源を置くべきだ。そしてさらには七割の農民を切り捨てて低賃金の労働者をつくり上げ、そのために離農を促進させるような農業政策をやめて、自主的な発展——同じ協業化にしても国家権力で富農へ集約するといふ意味の協業化ではなくて、農民の自主的な方向を援助しながら犠牲者を出さない形で協業化をする、ここをまず考へるべきである。そして日本の農業の真の繁栄をかつたらなければ、何ら農業の政策にならない。この農政の不在をさらに権力をもつて強行しようとするのが本法案である。かういふ意味で、日本共産党はこの法案に反対であります。

○濱地委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより農地管理事業団法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○濱地委員長 起立多数。よつて本案は原案のとおり可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひます。〔これに御異議ありませんか。〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱地委員長 本会議散会後再開することにいたしまして、これにて休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後四時十五分開議

○坂田(英)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、東海林稔君外二十一名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案及び小平忠君外一名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 大臣にお尋ねしますが、酪農振興並びに土地改良法の一部改正のうち、土地改良法の改正の中で、国営土地改良事業の対象として大規模草地改良をやるわけですが、この点について国営事業ですから、国が責任を持って改良、開発をやるのが当然でありますけれども、この負担区分について、政府としてはどのように考へておるか、大臣から明確にしたいと思ひます。

○赤城國務大臣 国営草地改良事業の国庫負担率でございますが、昭和四十年度の予算の編成にあたりましては、すでに私から申し上げるまでもなく、内地には六五％、北海道は七〇％することにいたしました。これは飼料の自給度を向上

し、畜産経営の安定、確立をはかるためには、草地改良事業の推進に特に意を用いて、助成内容の改善については、開拓、パイロット事業その他の基盤整備事業との均衡も考慮して、草地改良事業の積極的推進をはかる、かういふ見地から、いまのところ七〇％でことしはいたし方ないと思つておりますが、将来これに十分検討を加えまして、地元の負担の軽減の方向に努力したいと思ひます。考へております。

○芳賀委員 そこで具体的にしてみたいわけですが、土地改良法を改正して、草地の大規模開発、造成を、つまり公共事業として、農業基盤整備事業は公共事業に準ずることになつておるわけですから、さういふふうになりますと、当然既存の総合かん排事業、あるいは直轄かん排事業や、あるいは国営パイロット事業等に準じた、同等の扱いをするのが当然であるといふふうに、私たちは当初から考へておるわけですが、いまは大臣の御説明によりまして、ただいま申し上げた総合かん排事業等の直轄国営土地改良事業よりも、国が負担を避けて、不利益な条件で受益者あるいは関係都道府県に押しつけるような気配があるわけですが、これはせつかつく土地改良法の改正の趣旨に合致しないと思われれば考へておるわけですが、そこで具体的に申し上げますと、たとえば総合かん排事業の場合には、国営直轄事業の対象が三千ヘクタールで末端支配面積が五百ヘクタール以上、直轄かん排の場合には千ヘクタールで末端支配が五百ヘクタール、直轄明渠排水の場合には三百ヘクタールで末端支配が百ヘクタール、ため池の新設工事については末端支配五百ヘクタールというふうなことになると思つておるわけですが、さらにまた国営土地改良の中の開拓パイロット事業については、地区内の農地造成面積がおおむね五百ヘクタール以上で基幹工事を伴うものは国営事業の対象になるわけでありまして、しかもこれらの国営事業は、国の負担区分を申し上げますと、総合かん排事業については水田は国が八〇％、北海道の場合には道が一三％で受益者が

七%ということになっておるわけです。それから総合かん排の畑地については、国の負担が八五%で道の負担が一〇%、受益者五%ということになっておるわけです。それから国営の開拓パイロット事業については、開拓財産の場合には国が七五%で道が一〇%、受益者が一五%ということになっておるわけですが、この場合においても当該地区が入植の主体となっている場合には、道の負担が一五%で受益者は一〇%ということになっておるわけです。特に開拓財産以外のパイロット事業については、国の負担が八〇%、道の負担が一三%で受益者負担が七%ということになっておるわけですが、これらの既存の国営土地改良事業の国、道あるいは受益者の負担区分を見た場合において、国営草地改良事業の場合に国が七〇%しか負担しない、北海道においては道と受益者負担を同率の一五%ずつにせよということに対しては、これはあまりにも受益者に対する負担をしいるという結果になるわけであり、これらの既存の法律に基づく土地改良国営事業と対照して、どういうわけで草地開発造成の場合においては国の負担を減少させなければならぬかということについて、もう一度明らかにしたいわけ

です。

○農林政府委員 農用地域の整備に關します国営事業の負担率の問題は、その均衡をはかりますことは非常にむずかしい事情があるのをごさいます。ただいまお話が出ました開拓パイロットについて、たとえば北海道は開拓財産において行なわれるものでない場合には国費負担が八〇%であり、草地改良は七〇%である。したがってそこに一〇%の差があつて均衡がとれていないという意味のお話でございまして、その理由を御質問受けたわけですが、開拓パイロットの場合には、いわゆる土地基盤の整備に關しますものについては国の負担があるわけですが、草地改良については土地基盤の整備のほかに、国営でございせんが補助金でもって利用施設に対する補助が、補助率四五%で出ることになっておる

わけでございます。そこで利用施設まで整備をした段階の総合補助率を検討いたしますと、開拓パイロットの八〇%の補助率は、おおむね草地の七〇%の補助率に近いような関係が出てまいりますので、四十年予算ではそのようなことを考えたのでございまして、このことはまた別の観点から議論もあり得ると私も思いますので、先ほど大臣がお話しになりましたように、さらに検討をすべき問題であらうというふうに考えております。

○芳賀委員 これは法律を改正する時期に検討して改正案を出すべきであつて、法律の改正をしてくればあとで検討するというのはおかしいじゃないですか。何のために土地改良法の改正をやるのですか。従来と異なつた積極的な考えを示すために、農用地の改良事業というものを土地改良法の改正の中で取り上げて、しかも国営土地改良事業の一環として草地の開発造成をやるということになれば、これは明らかに公共事業ですから、そうならば従来採用された水田あるいは畑の総合かん排、あるいは直轄かん排事業は、水田の場合には国が八〇%、畑の場合には八五%という国の負担において行なわれておるわけですから、それを低くしなければならぬという理由は、われわれとしては了解できないわけでは、水田の場合には酪農に比べて収益性が非常に高いわけですから、所得率からいって、水田の場合には七二%の所得率を持つておるが、酪農の場合、牛乳の生産の場合には所得率は大体二四%に程度にしかないので、原料乳の値段をきめるとききうことになってくるじゃないですか。ですから収益性の高い農地の改良をやる場合においても、八〇%あるいは八五%の国の負担を行なつておる。収益性が低い酪農に關する草地の改良造成の場合においては、そのことを考慮した場合においては、むしろ九〇%とかそれ以上国が負担するのが当然だと思うのです。収益性が低いから国の負担が軽くなるというところは逆じゃないですか。この際水田あるいは畑の場合、さらにまた開拓パ

イロットと少なくとも同等の扱いをするということとで、大臣から言明してもらわないと、われわれは簡単にそうですかということに引き下がるわけにはいかぬ。

○赤城國務大臣 法律の改正のときに、負担率といふべきではないか、一応ごもつてもございませう。ただ本年度におきましては、法律事項でなく、これは政令事項でございまして、北海道等におきましては七〇%というより率になること、予算の編成も済ましてしまつたわけでありまして、それで実質的に先ほど畜産局長からも御答弁申し上げましたように、草地造成は土地基盤の整備でもあり同時に、利用施設に對しても四五%程度の助成をいたしますので、大体開拓パイロット事業等の八〇%の補助率に実質としていくのではないかと見積りから、七〇%という政令でもって処理するということにいたしましたわけでございます。であります、いまの御説示のようないこともありますが、本年度におきましてはこういう措置でやつていきますけれども、次の年から開拓パイロット事業その他の基盤整備事業、こういうものとの均衡も考慮いたしまして、草地改良事業を積極的に推進するという見地から、地元負担の軽減の方向で努力したい。ことし予算もそういうふうに進めまして、そして法律にきめるのでなく、政令に議したような関係もありますので、そしてまた実質はその程度に持つていきたいという考え方から、こういう措置で進めてきたものでございまして、ことしはこまめなやつていきたいが、次年度からは地元負担の軽減に十分努力したいと思ひます。

○芳賀委員 それではあらためてお尋ねしておきますが、この法律改正が行なわれた際、昭和四十四年度の予算措置等については、法律改正の根拠に基づいて、少なくとも水田あるいは畑地あるいは開拓パイロットの国営土地改良事業の国の負担に準じた措置を講ずる、こういうふうに理解して差しつかえないですね。

○赤城國務大臣 いまお話のような趣旨で、他の負担率の多いのと均衡がとれるように地元負担の軽減をしていく、こういうこととでございませう。

○芳賀委員 もう一点お尋ねしておきますが、先般畜産局長の説明によりますと、国の負担分の残りの負担分については、北海道においては、北海道と受益者がそれぞれ二分の一ずつの負担を行なうようにしたいということであり、先ほど私が申し上げましたとおり、かん排事業におきましては、水田の場合、国が八〇%で、残りの二〇%については道が一三%、受益者七%、畑地については、国が八五%で、残余の一五%については道が一〇%、受益者五%ということになっておるわけですが、そうするとこれは三分の二対三分の一という割合で、道と受益者が負担区分を行なうということになっておるわけですから、折半負担ということとは、これは従来の地方における負担区分から見ると非常な問題があるわけですが、この点については、三分の二対三分の一に受益者負担については、三分の二対三分の一というふうな従来の慣行を踏襲して行なわせるというところが当然であると考えられるわけであり、この点についても大臣から明確にしておいてもらいたいわけですが。

○赤城國務大臣 直ちに十対十でなく、十三対七というようにしろということに対して、そういういたしますとは、いま答弁しかねますけれども、御趣旨の点は十分考慮いたします。また北海道庁の意向等も聞いてから決定したいと思ひます。御趣旨の点は十分頭に入れて善処したいと思ひます。

○芳賀委員 それはおかしいですよ。たとえば国が八五%負担する、残り一五%は関係都道府県に負担させるというところが土地改良法の規定にあるわけですね。国が、たとえば北海道が何割とか、受益者が何割ということをはきめるわけじゃないのです。国の負担の残余については、これは関係都道府県に負担させることができるということになっておるのであつて、それを受けて、

関係都道府県は条例をもって、受益者にどの程度負担させるということをきめるわけですから、これは行政的な指導の面で、やはり従来の国営土地改良事業と同じように、三分の二対三分の一なら一というように行なうべきであるというふうな行政指導を大臣から行なっていたら、それで解決できるわけです。ですから、この点をもう一度……。

○赤城国務大臣　ですから私のほうで幾ら幾らにするといいことはいま申し上げかねますが、都道府県、北海道でいえば北海道とよく相談しまして、北海道庁がきめることとさせていただきます。私のほうでは御趣旨に沿うような指導をなるべくやりたい、こういうことを申し上げておるわけでありませう。

○芳賀委員　これはやつてもらわなければいけないのです。せっかく国策としてこういうことをやるわけですから、地元においてはかくかく行なうべきである、そうでなければ国営土地改良事業として採択しないということをお大臣の権限でできるわけですから、これは非常に大事な点なんですよ。自主性だけを認めて、全部受益者負担などというのを条例で定められたらいいんなんことになりませうから、条件としてこういう負担区分にしなければ、北海道なら北海道の場合は国営土地改良事業として採択しないとか、このくらい明確な大臣の行政の指導権というものが確立されてしかるべきだと思ふのです。いかがですか。

○赤城国務大臣　これは三分の二及び三分の一にして、こういうのなら初めからしてしまふのです。道庁がきめることですから、あまり押しつけないで、道庁がそういうようにやるように私のほうで指導する、こういうことであります。

○坂田(英)委員長代理　酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案に対する質疑は、これにて終結いたしました。

○坂田(英)委員長代理　この際、松浦定義君外二名から、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正

する法律案に対する修正案が提出されております。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案に対する修正案

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中酪農振興法第一条の改正規定中「酪農の健全な発達を促進し」を「酪農の健全な発達及び農業経営の安定を図り」に改める。

○坂田(英)委員長代理　趣旨説明を許します。松浦定義君。

○松浦(定)委員　私は自民、社会、民社三党共同により、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたします。まず修正案の案文を朗読いたします。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案に対する修正案

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中酪農振興法第一条の改正規定中「酪農の健全な発達を促進し」を「酪農の健全な発達及び農業経営の安定を図り」に改める。

以上の修正案を提出いたします理由につきましては簡単に申し上げます、現行法では明らかにしておるのであります。しかるに今回の改正案ではこの点を削除している。したがって本法の目的が著しく不明確となっている点を明らかにするためであります。本法が国民食生活の改善に重要であることを実証するとともに、酪農民の生活安定をはかることが重要である。これらに重点を置いて修正案を出すのであります。各党委員の今回の質疑の結果に基づいても、本法の目的をさらに明らかにするために、前記の修正案を提出いたします次第であります。

以上、修正案を提出の理由を付しまして、私の提案理由の説明を終わります。(拍手)

○坂田(英)委員長代理　以上で趣旨説明は終わりました。

ました。

○坂田(英)委員長代理　本修正案に対する質疑の申し出もないようでありますので、これより原案及び修正案について討論に入るのであります。別に討論の申し出もないようでありますので、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず松浦定義君外二名提出の修正案に対して採決いたします。

本修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理　起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理　起立多数。よって、本修正案は修正議決いたしました。

なお、本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○坂田(英)委員長代理　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂田(英)委員長代理　次会は明二十八日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会







昭和四十年五月七日印刷

昭和四十年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局